

平成31年度

国に対する提案

平成30年5月

岡山県

提 案

平成31年度予算編成及び施策の推進に当たっては、本格的な地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立が不可欠であり、次の事項は、岡山県にとって最重要課題に関する提案でありますので、実現に向け、格段の御理解と御尽力の程よろしくお願いいたします。

平成30年5月

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

岡 山 県 議 会 議 長 高 橋 戒 隆

平成31年度 国に対する提案

目 次

分権型社会の実現

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 提案先省庁 | 頁 |
|--------|--------------|------------------------------------|---|
| 継 続 | 1 地方分権改革の推進 | 内 閣 府 農林水産省 | 1 |
| 継 続 | 2 地方税財源の充実強化 | 内 閣 官 房 内 閣 府 総 務 省 財 務 省 | 2 |

教育県岡山の復活

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 提案先省庁 | 頁 |
|--------|---------|-----------------------------------|---|
| 一部新 | 3 教育の振興 | 内 閣 官 房 文 部 科 学 省 厚 生 労 働 省 | 7 |

地域を支える産業の振興

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 提案先省庁 | 頁 |
|--------|-----------------------------------|----------------|----|
| 継 続 | 4 水島港の整備促進 | 国土交通省 | 13 |
| 継 続 | 5 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進 | 国土交通省 | 17 |
| 継 続 | 6 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備 | 国土交通省 | 19 |
| 継 続 | 7 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策及び機能強化の推進 | 国土交通省 | 21 |
| 新 規 | 8 海外での品種・ブランド保護に向けた商標登録の推進 | 農林水産省 | 22 |
| 継 続 | 9 海外における商標登録問題への対応強化 | 特 許 庁 | 23 |
| 新 規 | 10 森林経営管理法案による新たな森林管理の円滑な実施 | 総 務 省 林 野 庁 | 24 |
| 継 続 | 11 森林整備法人に対する支援の充実 | 林 野 庁 | 26 |
| 一部新 | 12 鳥獣被害防止対策等の充実・強化 | 農林水産省 環 境 省 | 27 |
| 継 続 | 13 酪農担い手育成機関への支援 | 農林水産省 | 29 |
| 継 続 | 14 産地を支える農業生産基盤の保全対策の推進 | 農林水産省 | 30 |

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 提案先省庁 | 頁 |
|--------|--------------|---|----|
| 継 続 | 15 社会資本整備の推進 | 内 閣 府 農林水産省 林 野 庁 水 産 庁 国土交通省 | 31 |

安心して豊かさが実感できる地域の創造

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 提案先省庁 | 頁 |
|--------|---------------------------------|---|----|
| 継 続 | 16 医療提供体制の充実 | 厚生労働省 | 33 |
| 継 続 | 17 高齢者支援対策の推進 | 厚生労働省 | 35 |
| 継 続 | 18 受動喫煙防止対策の強化 | 厚生労働省 | 36 |
| 継 続 | 19 福祉・介護人材の確保 | 内 閣 官 房 厚生労働省 | 37 |
| 継 続 | 20 障害福祉施策の推進 | 厚生労働省 | 39 |
| 継 続 | 21 ハンセン病問題対策の推進 | 厚生労働省 | 41 |
| 一部新 | 22 少子化対策・子育て支援の推進 | 内 閣 官 房 内 閣 府 総 務 省 法 務 省 厚生労働省 | 42 |
| 継 続 | 23 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保 | 防 衛 省 | 49 |
| 継 続 | 24 電源三法交付金の交付延長 | 文部科学省 | 50 |
| 一部新 | 25 国営造成施設の安全性と施設機能の確保 | 農林水産省 | 51 |
| 継 続 | 26 治水及び高潮・津波対策事業の推進 | 国土交通省 | 53 |
| 継 続 | 27 「命を守る」土砂災害防止対策の推進 | 国土交通省 | 56 |
| 継 続 | 28 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進 | 国土交通省 | 58 |
| 新 規 | 29 安全・安心な防災まちづくりの推進 | 国土交通省 | 60 |
| 継 続 | 30 水道施設の耐震化の推進 | 厚生労働省 | 61 |
| 継 続 | 31 警察基盤の整備充実 | 警 察 庁 | 62 |
| 継 続 | 32 交通安全施設等整備の推進 | 警 察 庁 | 63 |
| 継 続 | 33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保 | 総 務 省 国土交通省 | 64 |

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 提案先省庁 | 頁 |
|--------|-----------------------------|----------------------------------|----|
| 継 続 | 34 宇高航路存続への支援 | 国土交通省 | 66 |
| 継 続 | 35 中山間・離島地域等の活力創出 | 内 閣 府 総 務 省 農林水産省 国土交通省 | 67 |
| 継 続 | 36 フロン排出抑制対策の推進 | 経済産業省 環 境 省 | 69 |
| 継 続 | 37 環境保全対策の推進 | 環 境 省 | 71 |
| 継 続 | 38 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進 | 総 務 省 農林水産省 国土交通省 環 境 省 | 73 |
| 新 規 | 39 ヒアリ対策の推進 | 農林水産省 国土交通省 環 境 省 | 74 |
| 継 続 | 40 廃棄物の適正処理 | 経済産業省 環 境 省 | 75 |
| 継 続 | 41 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致等 | 内 閣 官 房 総 務 省 スポーツ庁 | 78 |

分権型社会の実現

1 地方分権改革の推進

| | |
|-------|-----------|
| 提案先省庁 | 内閣府、農林水産省 |
|-------|-----------|

提案事項

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、平成29(2017)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」又は「現行規定で対応可能」とされた。
- 農地に関しては、平成27(2015)年6月に成立した第5次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点があるが、そうした土地利用を地方が計画しても、農用区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

課題

- 人口減少社会の到来など、地方を取り巻く時代の潮流や変化に的確に対応するため、提案募集方式などによる更なる事務・権限移譲や規制緩和が課題となるほか、義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用した更なる取組が求められる。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。

2 地方税財源の充実強化

| | |
|-------|------------------|
| 提案先省庁 | 内閣官房、内閣府、総務省、財務省 |
|-------|------------------|

提案事項

(1) 地方一般財源総額の確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増や地方創生、人口減少、公共施設等の老朽化への対応をはじめとした地方の財政需要の増加分を地方財政計画に適切に積み上げること。

その際、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら、社会保障関係費の増加に対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準の一般財源総額を確保すること。

また、指摘されている基金残高の増加について、財政調整基金などは、徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものであり、基金残高の増加を理由に、地方交付税等の削減は決して行わないこと。

- ② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとして元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 平成30(2018)年度の地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、国において原資を最大限確保することにより、前年度から約0.3兆円の減の16.0兆円が確保され、地方の一般財源総額については、社会保障の充実分の確保も含め、前年度を上回る62.1兆円が確保された。
- 地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で廃止された。
- 平成27(2015)年度に閣議決定された骨太の方針に明記された「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30(2018)年度までにおいて、平成27(2015)年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とした方針が期限を迎える。
- 地方における基金残高の中には、財政調整基金などは徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を、様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものである。また、経済対策の際に国費により措置された基金なども含まれており、基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない。
- 臨時財政対策債発行額は前年度を0.1兆円下回る4.0兆円と抑制したものの、依然として高い水準にあり、今後も、多額の発行と既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる。

課題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、国を大きく上回る行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

提案事項

(2) 社会保障の安定財源確保

- ① 社会保障・税一体改革は、地方単独事業を含めた安定的な社会保障財源を確保し、持続可能な制度を確立するために重要な改革であり、県としても住民理解を促進するため、一層の取組を進めているところであるが、国においても着実に歳入・歳出両面からの改革を進めること。
- ② 消費税・地方消費税10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする等「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、地方行財政に係るものについては、地方と十分協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。

(提案の理由)

現状

- 社会保障と税の一体改革については、平成25(2013)年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」に基づき、子ども・子育て支援、医療、介護等の制度改革が順次行われ、本格的な実施の段階に入っている。
- この改革は地方にとっても重要な改革であるため、県としても、その意義について住民理解が促進されるよう取り組んでいる。
- 社会保障を全世代型のものとするための「新しい経済政策パッケージ」が平成29(2017)年12月に閣議決定され、消費税・地方消費税引上げ分の一部が、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化など、教育の無償化措置の実行等に活用されることとなったが、地方の行財政運営等への影響が明らかにされていない。
- 国民健康保険の都道府県単位化の前提として約束された財政支援の拡充が実施されるとともに、平成32(2020)年度末までに行うとされていた財政安定化基金の積増しが平成30(2018)年度予算で実施された。

課題

- 地方においては、高齢化に伴う社会保障関係費の増加を給与関係費や投資的経費などの削減で吸収してきたのが実態であるが、地方だけの努力で財源を捻出してきた従来手法では、制度を維持することは不可能である。

提案事項

(3) 地方創生の推進のための財源確保等

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生推進交付金について十分な予算措置を継続すること。また、地方の自主性と主体性を尊重し、使い勝手のよい仕組みとすること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 国の平成30(2018)年度予算において「地方創生推進交付金」(国費1,000億円(国1/2))、平成29(2017)年度補正予算において、生産性革命に資する施設整備等の取組を進めることを目的とした「地方創生拠点整備交付金」(国費600億円(国1/2))が措置された。
- 地方創生のために必要な経費として平成27(2015)年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成30(2018)年度においても引き続き1兆円が確保され、少なくとも総合戦略の期間である平成31(2019)年度までは継続し、1兆円程度の額を維持するとされた。
- 「地方創生推進交付金」については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に同交付金の地方負担分に応じて地方財政措置を講じることとされている。
- 平成30(2018)年度地方創生推進交付金の運用について、新規事業・継続事業ともに実施計画書の受付が平成30(2018)年1月に、交付決定が4月1日に行われるなど、年度当初から事業着手できるよう、時期の早期化が図られた。
- 人口移動の状況を見ると、特に東京圏への人口流出が拡大するなど、東京一極集中の流れに歯止めがかかっていない。
- 地方創生の推進のための事業であっても、個人への給付及びそれに類するものが対象外経費とされるなど、地方が求める自由度の高い交付金となっていない。

課題

- 地方創生は本格展開の時期に入り、地方においては、待ったなしの課題である人口減少対策の抜本強化など様々な施策を安定的・継続的に推進していく必要があることから、地方創生関連事業への十分な財政措置が不可欠である。

提案事項

(4) 車体課税の見直しの代替財源確保等

- ① 環境性能割で確保できない自動車取得税の廃止による減収分については、地方財政計画において確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすること。
- ② 自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う際には、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

(提案の理由)

現状

- 車体課税の見直しに当たり、消費税率8%への引上げ時(H26(2014).4.1)において自動車取得税の税率引下げ等が先行して実施されたため、減収となった。
- 自動車税の環境性能割は、消費税率10%への引上げ時である平成31(2019)年10月から導入することとされたが、廃止される自動車取得税に比べ、グリーン化機能を維持・強化する制度設計とされたため、更なる減収が見込まれる。
- 自動車の保有に係る税負担の軽減について、平成29年度与党税制改正大綱においては、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、総合的な検討を行い、必要な措置を講じる」こととされ、平成30年度与党税制改正大綱では触れられていない。

課題

- 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。
- 自動車税の引下げは、広く国民に消費税率引上げを求めている中で大幅な減収となり、保有課税の性格を考えれば経済対策上の観点からの見直しは不適當である。
- 仮に都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすべきである。

教育県岡山の復活

3 教育の振興

| | |
|-------|------------------|
| 提案先省庁 | 内閣官房、文部科学省、厚生労働省 |
|-------|------------------|

提案事項

(1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うための教員加配や、外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の充実に対応するための小学校専科加配の拡充を図ること。
- ② 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。
- ③ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。

(提案の理由)

現状

- 小学校第1学年、第2学年は、きめ細かな指導を実施するための定数が確保されているが、第3学年以上は、十分確保されていない。また、学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善のための人的措置も十分でない。
- 通級指導により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られるが、希望する児童生徒が年々増加している。
- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。

課題

- 教員が子どもと向き合う時間の確保や習熟の状況に応じた指導、アクティブ・ラーニングなど、きめ細かで質の高い教育の推進のため、また、外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善に対応するため、教員加配の拡充を図る必要がある。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員定数を確保する必要がある。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。

【参考】本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合

| | 平成20年度 (2008) | 平成26年度 (2014) | 平成27年度 (2015) | 平成28年度 (2016) |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 小学校 | 6.1% . . . → | 11.7% → | 12.6% → | 12.4% |
| 中学校 | 3.8% . . . → | 8.7% → | 8.4% → | 8.2% |
| 高等学校 | 1.9% . . . → | 3.7% → | 3.9% → | 4.3% |

提案事項

(2) 学習指導要領改訂に伴う新たな教育内容や指導方法への対応

- ① 道徳や小学校英語の教科化、プログラミング教育、主体的・対話的で深い学びの導入など、新たな教育内容や指導方法に対応するための教員研修を充実するとともに、環境整備に必要な財政措置の充実を図ること。
- ② 道徳や小学校英語の教科化に対応できるよう、特別の教科道徳の指導法・評価についての理解を深める取組や小学校教員養成段階での英語力を高める取組について、大学における教員養成カリキュラムの充実を図ること。

(提案の理由)

現状

- 学習指導要領の改訂により、道徳、小学校英語が教科化されるとともに、小学校においてプログラミング教育が必修化される。
- 道徳の教科化に対応するための研修を実施し授業の充実を図っているが、特別の教科道徳の指導においては、学校や教員により指導にかなりの差があり、読み物の読解だけで終わる形式的な授業も見られる。
- 小学校教員の英語力の向上に向けた研修等を通じ、授業の充実を図っているが、英語の免許を所有しない小学校教員の英語力は、個人差が大きく、適度に英語を交えた授業を行うことを苦手とする教員や発音に課題のある教員も存在する。
- 小学校でのプログラミング教育の必修化に向け、大学と連携した指導方法の研究等に取り組んでいる。
- 県総合教育センターを中心に、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導の改善に向け、研究に取り組んでいる。

課題

- 道徳の教科化に対応した効果的な指導方法等、授業改善を普及するとともに、継続的な教員研修を進める必要がある。
- 小学校英語の教科化に対応するとともに、グローバル化に対応し日本や本県の将来を担う人材を育成するため、教員の更なる指導力・専門性の向上に取り組む必要がある。
- 新たな教育手法であるプログラミング教育の導入とともに、児童生徒の情報活用能力の育成に対応するため、教員の指導力の向上に加え、教材・機材等の環境整備に対応するための財源の確保が必要である。
- 主体的・対話的で深い学びの導入による児童生徒の思考力等の育成に向け、授業改善の中核を担う教員の育成等が必要である。
- 厳しい財政状況の中、市町村間でICT環境の整備状況に格差が生じている。
- 道徳の教科化に当たり、指導法の改善や評価に対して不安を抱えている教員も多く、「考え議論する道徳」を進めるための多様な指導法や評価方法について大学の養成段階から理解を深めておく必要がある。
- 小学校教員の英語力の向上を図るための継続的な研修は現職教員にとっては負担も大きく、大学の小学校教員養成段階において、小学校英語に対応できる英語力を身に付けておく必要がある。

提案事項

(3) 学校における働き方改革の推進 新規

- ① 学校現場の働き方改革を推進するため、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めるとともに、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置に係る財政措置の一層の拡充を図ること。
- ③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度を活用した新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 現在の給与制度は、教職員の勤務実態に応じたものになっていない。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では外部人材を配置するなど、学校現場の働き方改革に取り組んでいるが、教員の長時間勤務が常態化している。
- 学校給食費等の徴収について未納の保護者への督促が、教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっている。
- 年金の支給開始年齢の引上げに伴い再任用者が増えているが、教員の勤務は担任や学校行事の指導など体力を要する場面も多いことから、他の教員と同様の配置が困難なケースも増えている。また、今後、短時間勤務による再任用を希望する教員が増えると、短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、特に小学校では学校運営に支障が生じることが予想される。

課題

- 現在の教職員の勤務実態を踏まえ、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進める必要がある。
- 学校給食費等の徴収業務を地方自治体で対応するためには、担当職員の増員や公会計処理に係る電算システムの導入等のため財源の確保が必要である。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等の更なる配置拡大が必要であるが、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 再任用教員は、担任や学校行事での指導などに必要な体力面での不安がある一方で、新採用者の指導などベテラン教員としての活躍が期待される面もある。再任用教員がこれまで培った力を発揮し、学校が組織力をより高めていくため、新たなスタッフ職の設置が望まれる。

提案事項

(4) 不登校・長期欠席対策のための総合的な取組の推進

新たな不登校・長期欠席を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成や確保、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、不登校・長期欠席の解消のための総合的な対策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 児童生徒の問題行動等調査の結果から、本県の不登校・長期欠席児童生徒数は全国と比べ依然厳しい状況であり、長期欠席は増加傾向にある。
- 不登校・長期欠席児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- 小学生の5%、中学生の10%が起立性調節障害（OD）の可能性があり、不登校の約3～4割がODを併存するといわれている。 ※日本小児心身医学会

課題

- 不登校・長期欠席の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成とともに、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- 不登校・長期欠席対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。
- ODや過敏性腸症候群が原因とみられる不登校・長期欠席への理解や対応策が周知されておらず、医療機関による支援体制も構築されていない。

提案事項

(5) 高等学校教育の充実 新規

- ① 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置とともに、ICT支援員の配置も含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講じること。
- ② 平成30年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 本県の中学校卒業生については、平成28(2016)年から平成40(2028)年までに約2,600人、さらに平成43(2031)年まで見通すと約3,200人減少することが見込まれ、地域によっては、1学年4学級を下回る学校が複数出てくる可能性があり、今後の高等学校の在り方について、基盤整備も含めた早急な検討が必要である。
- 高等学校における通級による指導の制度化について、学校教育法施行規則が平成28(2016)年12月に改正された。本県では、文部科学省から委託を受けて高等学校における通級指導に関する研究を行ってきており、本年度、公立高等学校4校で開始したところである。

課題

- 教育水準を維持しながら、魅力ある高等学校づくりを進めるためには、小規模化する高等学校における教員の定数加配措置が必要である。
- 小規模化する学校の活性化のためにICTを効果的に活用した遠隔授業や授業動画の配信などを検討する必要があるが、実施に当たり、ICT支援員の技術面のサポートが不可欠である。
- 高等学校の魅力づくりのためのアドバイザー等、外部人材の活用も必要であり、そのためには、国において、関連情報のデータベース化やフォーラムの開催など、全国の先進事例の情報発信等による都道府県の取組への支援が望まれる。
- 高等学校における通級による指導に関して、教員の定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。

提案事項

(6) インターネットに対する依存への対応

近年、スマートフォン等を所持する児童生徒が増え、ゲームやインターネットに熱中するあまり、家庭学習への影響や、ネット上のいじめの陰湿化等、課題が増大しているにもかかわらず、依存状態である子どもの発見が遅れている。全国的に治療する専門の医療機関も少なく、カウンセリングできる人材も限られていることから、対応のための診断マニュアルや治療のガイドラインを整備すること。

(提案の理由)

現状

- 平成28(2016)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「スマートフォン等の利用に関する実態調査(抽出)」の結果によると、スマートフォン、ネット、ゲーム機などの利用のために「日常生活で減った時間がある」と答えた割合は小学生23.6%、中学生36.6%、高校生46.5%であり、平成27(2015)年度に比べて、すべての校種で増加している。
また、減った時間の具体的な内容としては、「睡眠時間」や「学習時間」の割合が多く、スマートフォン・ゲーム等の利用が日常生活や学習面へ影響を及ぼしているという実態が明らかとなった。
- 本県では、ネット依存研究委員会における外部有識者からの意見等も踏まえながら、依存状態の判断材料の1つとなるチェックシートとその活用方法を示したマニュアルを作成するとともに、リーフレット配付やホームページ掲載により各学校へ普及し、ネット依存の未然防止・早期発見につながるよう取り組んでいる。

課題

- 情報端末(携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等)の普及に伴い、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に依存するあまり、日常生活や学習面に影響を及ぼしているため、学校や家庭において、スマートフォン等の使用に関するルールづくりを推奨するとともに、ゲーム等に夢中になり、スマートフォン等を手放せない児童生徒に対してインターネットへの依存に関する診断や治療を行う必要がある。

地域を支える産業の振興

4 水島港の整備促進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 国土交通省 |
|-------|-------|

提案事項

- (1) 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進
水島地区で操業する企業と玉島地区に新規立地する企業との連携に必要な港湾施設の整備を図ること。
- (2) 水島港に係る航路の整備促進
東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、玉島東航路の水深12m化に向けた整備を促進するとともに、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。

(提案の理由)

現状

- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点を形成しており、製造品出荷額は約3兆円で本県の5割弱を占めている。
- 水島港の平成28(2016)年取扱貨物量は全国第7位で8,675万トン、このうち、穀物(とうもろこし・豆類)の取扱量は全国4位で198万トンである。
- コンテナ取扱貨物量については全国第15位で164千TEUとなっている。

課題

- 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う新たな食料コンビナートが立地操業することとなり、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、原料の供給に必要な岸壁が整備されておらず、また、航路も水深不足で現状では効率的な連携が図れない状況である。
- 玉島地区に立地した企業は、平成31(2019)年度の新規岸壁での荷役開始を希望しており、施設整備について、一刻も早い供用開始を強く求めている。
- 東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路として水深12m、幅300mが必要であるが、現状は水深10m、幅250mに留まっている。
- 備讃瀬戸航路においては、浅所があるなど、巨大船の航行に支障が生じている。

安くて・うまくて・安全な 肉と卵と牛乳の安定供給をサポート!!

配合飼料生産量近畿・中四国で第一位

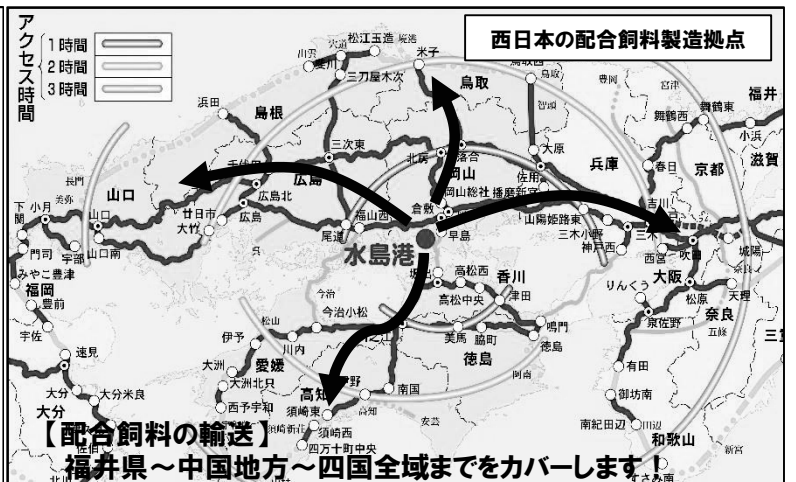
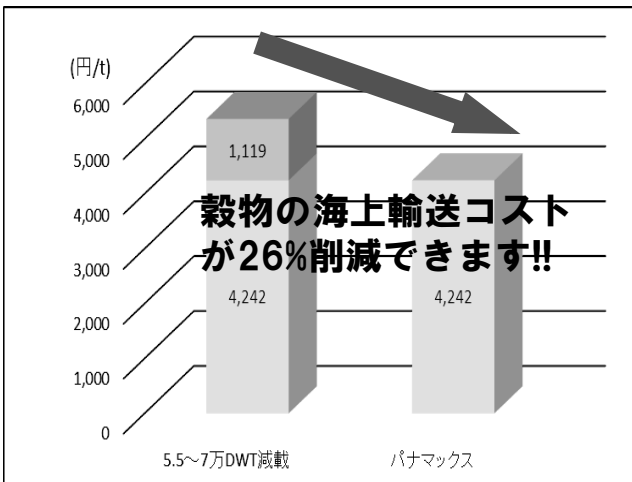
養鶏用配合飼料生産
近畿中四国の生産量の約5割(全国第5位)

乳牛用配合飼料生産
近畿中四国の生産量の約7割(全国第4位)

国際バルク戦略港湾である水島港の玉島ハーバーアイランドに新たな食料コンビナートが立地し、既存の企業群と連携し、西日本広域に配合飼料をより安く供給します。



配合飼料の安定供給を支える拠点化を通じて、 そのメリットを最大限活かした新たな企業集積を!!

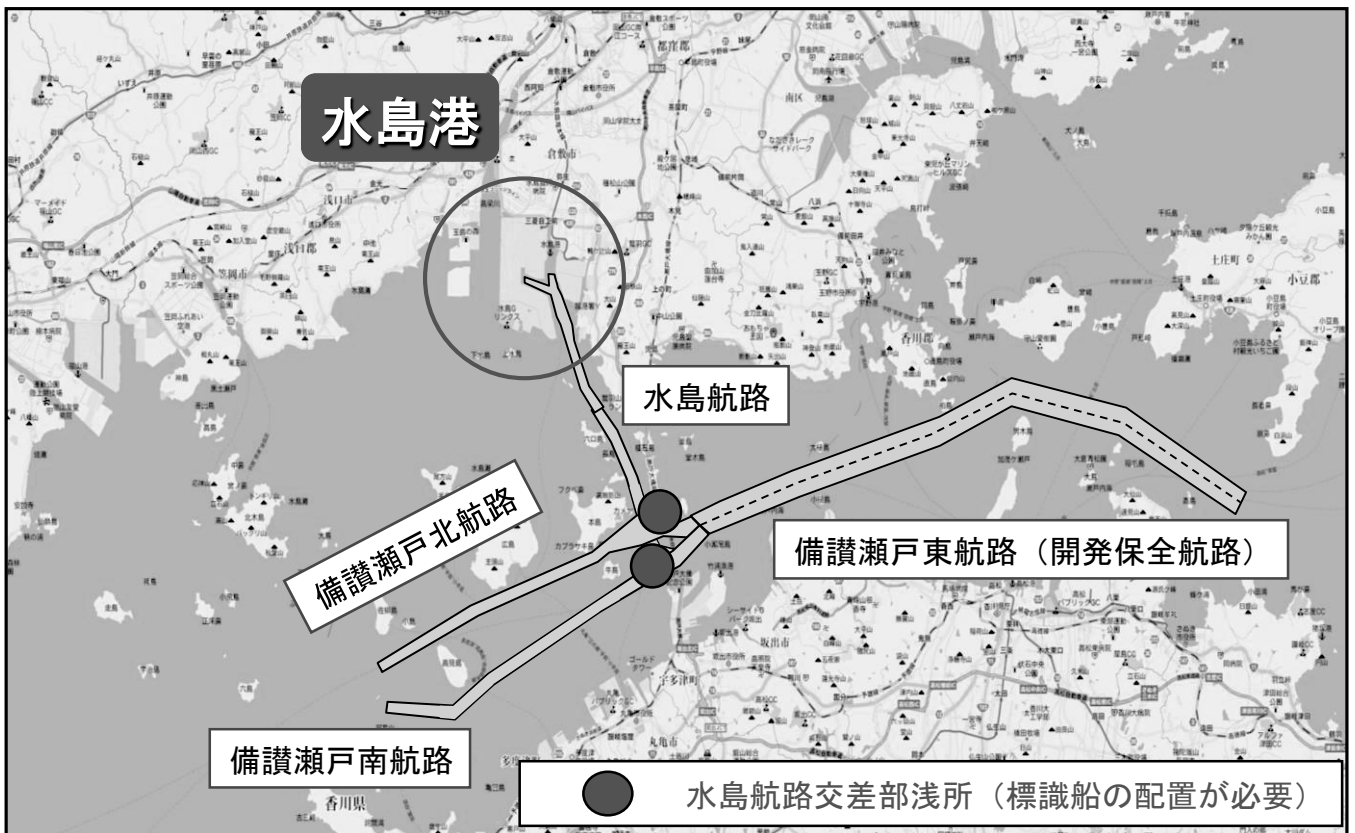


【備讃瀬戸航路の航行環境改善】

水島港には、備讃瀬戸航路を航行し、鉄鋼石や原油を積載した巨大船が多数入港している。

しかし、備讃瀬戸航路には、浅所があることから、巨大船が航行する際、標識船を配置するなどの対応を迫られ、円滑な企業活動の妨げとなっている。

備讃瀬戸航路浅所箇所



5 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 国土交通省 |
|-------|-------|

提案事項

中四国のクロスポイント、優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、高速道路を補完し、地域間の連携や交流を強化する直轄国道や地域高規格道路の整備の推進を図ること。

(1) 直轄国道

- ・ 国道2号（岡山市～倉敷市間）及びそれに関連する岡山外環状線（国道180号岡山西バイパス）の総合的な渋滞対策の早期事業化
- ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進

(2) 地域高規格道路

① 倉敷福山道路（国直轄・県）

- ・ 国道2号倉敷立体（片島町～ふなお船穂町船穂間）の4車線化の整備促進
- ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進
- ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進
- ・ 国道2号福山道路（笠岡市もびら茂平～広島県福山市瀬戸町間）の早期事業化
- ・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保

② 空港津山道路（国直轄）

- ・ 国道53号津山南道路の整備促進
- ・ 岡山市北区すがの菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化

③ 岡山環状道路（国直轄）

- ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進

④ みまさか美作岡山道路（県・岡山市）

- ・ あいだ英田IC～ゆのごうおんせん湯郷温泉IC間の整備促進のための予算確保
- ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保

⑤ ほうじょう ゆばら北条湯原道路（県）

- ・ はつわしもながた国道313号初和下長田道路の整備促進のための予算確保

（提案の理由）

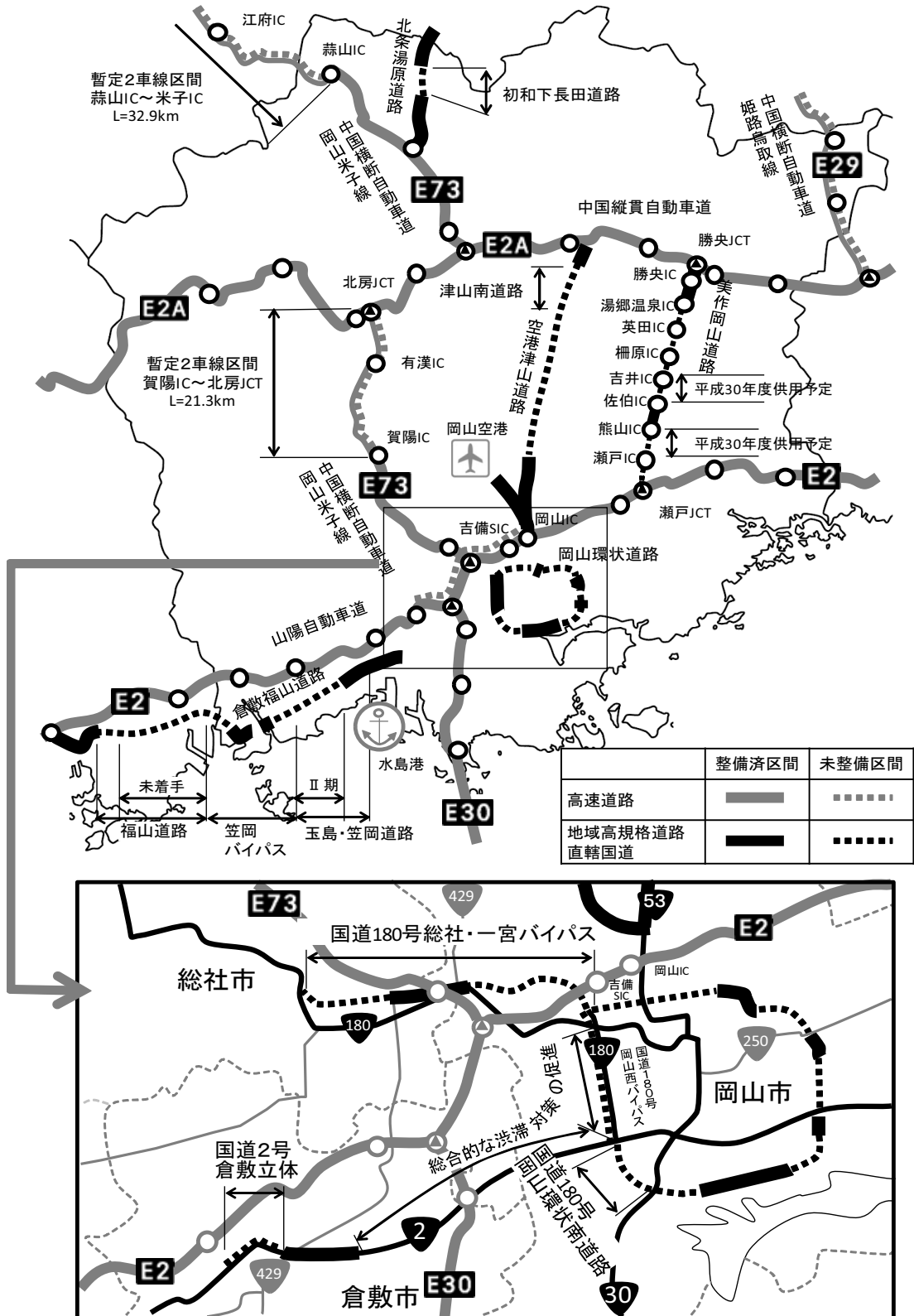
現状

- 本県は、山陽自動車道や瀬戸中央自動車道など縦横に延びる高速道路網をはじめ、陸海空の交通基盤が充実した地域であるが、県北と県南など地域間の連携強化や広域交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 国道2号の岡山～倉敷間は、産業拠点や広域交流拠点間を結ぶ大動脈であるにも関わらず、中国地方で屈指の交通量があり、主要渋滞箇所が連続することなどから、慢性的な渋滞が発生しているため、定時性や安全性、企業活動の生産性が著しく低下し、産業活動や観光振興等に支障を来している。

課題

○ 広域交流の拡大や地域連携の促進、空港・港湾・ICなど広域交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、直轄国道や地域高規格道路の早急な整備が必要である。

【参考】直轄国道及び地域高規格道路 位置図



6 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化 及び付加車線の早期整備

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 国土交通省 |
|-------|-------|

提案事項

(1) 全線4車線化

中国横断自動車道岡山米子線は、国土強靱化や地方創生の基盤である日本海～瀬戸内海～太平洋までを結ぶ基幹的な南北軸を構築しており、安全性、定時性、高速性の確保や、防災面での広域化を含め、中四国の連携をより強化するため、賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間の全線4車線化を図ること。

(2) 付加車線の早期整備

効果検証のために設置される付加車線は、渋滞緩和に大きな効果が期待されることから、早期整備を図ること。

(提案の理由)

現状

- 岡山米子線は、本州四国連絡道路、四国横断自動車道と一体となり、日本海と太平洋を最短で結ぶ基幹的な南北軸を形成するため、平成9(1997)年に暫定2車線で全線開通し、中四国地方のクロスポイントとしての本県の産業、経済、文化等の振興・発展に大きく寄与している。
- 山陰道や四国8の字ネットワークなど高速道路網の整備が進み、山陰や四国からのアクセスが容易になり、本路線の重要性が益々増してきている。
- 本路線の賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間は、当該南北軸の中で唯一暫定2車線(54.2km)が残っており、4車線化することで、より強靱な南北軸が構築される。(約270kmのうち約20%が暫定2車線区間)
- 平成23(2011)年12月12日に、賀陽IC～有漢IC間の暫定2車線区間において、3名の方が亡くなる正面衝突事故が発生し、同区間上下線が約5時間半にわたり通行止めとなった。また、平成24(2012)年7月の集中豪雨では、有漢IC～北房JCT間の暫定2車線区間において、法面が約50mにわたり崩壊したため、約4日間全面通行止めとなった。さらに、平成29(2017)年1月・2月の豪雪では、蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間において、延べ161時間にわたり通行止めとなった。
- 平成28(2016)年8月に暫定2車線区間において、有漢トンネルを含む4箇所計12.8kmの付加車線の設置箇所が決定し、平成29(2017)年12月には工事が着手された。

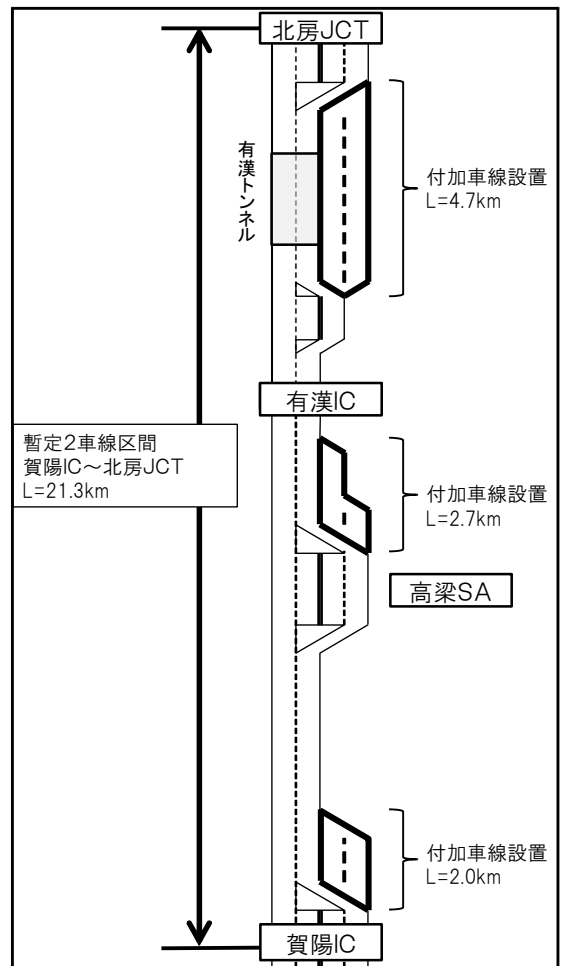
課題

- 企業誘致や観光客の増加など多面にわたるストック効果の更なる発揮や生産性向上のためには、暫定2車線区間の全線4車線化が必要である。
- 高梁SAが南海トラフ地震発生時における警察庁及び消防庁の四国方面への広域進出拠点となっており、円滑な支援体制を構築するためにも全線4車線化が必要である。
- 暫定2車線区間は、災害発生時の復旧工事を交互通行規制で行うため、輸送効率が低下するとともに復旧工事のスピードが遅くなり、南海トラフ地震が発生した際に、緊急輸送や応急活動のボトルネックとなる。
- 暫定2車線区間での事故は、重大事故につながる事が多く、安全性に問題があり、また、事故処理等により全面通行止めになる可能性が高く、救急車両の高速性が確保できないなど、「命の道」としての役割を果たすことができない。

【参考】高速道路の整備状況



【参考】岡山自動車道付加車線設置箇所



※米子自動車道に付加車線を1箇所(L=3.4km)設置

7 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策及び機能強化の推進

提案先省庁 国土交通省

提案事項

(1) 老朽化対策の推進

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、エプロンの舗装改良等の老朽化対策に必要な財源を確保すること。

(2) 機能強化の推進

訪日外国人旅行者の受入拡大に向けて、定期便の更なる誘致等に対応するため、エプロン拡張による機能強化に必要な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 年間約150万人が利用する岡山桃太郎空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられているが、エプロンの舗装については、昭和63(1988)年の開港以来30年が経過し、老朽化によるひび割れ等が顕著となっており、航空機の安全運航のため早急な更新が必要である。
- 平成32(2020)年の訪日外国人旅行者数4千万人の目標に向け、全国的に訪日客数や国際路線数が増加しており、岡山桃太郎空港のインバウンド受入も大きく伸びてきている。これに対応するため、地方空港でも受入機能の拡充が必要であり、岡山桃太郎空港についてもエプロン等の整備により、受入可能な機材や対応可能となる時間帯の自由度を広げ、より利便性の高い定期便等の誘致を図る必要がある。

課題

- 東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が重要であるが、岡山桃太郎空港の老朽化対策及び機能強化に向け、多額の財政負担が課題となっている。

【参考】国の航空局予算の推移

(単位：億円)

| 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------|--------|--------|--------|---------|
| 空港整備勘定 | 3,695 | 3,845 | 3,891 | 4,309 |
| 一般空港等 | 743 | 819 | 838 | 1,112 ※ |
| うち岡山桃太郎 空港分 | 0.13 | 3.24 | 1.22 | 3.00 |

※ 一般空港等…老朽化対策、耐震対策、ターミナル地域再編事業、那覇空港滑走路増設事業等
(「平成30年度」の予算額1,112億円のうち那覇空港滑走路増設事業が330億円)

8 海外での品種・ブランド保護に向けた商標登録の推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 農林水産省 |
|-------|-------|

提案事項

海外で人気の高い品種等については、その権利侵害が懸念されるので、国内で広く産地化が進んでいるピオーネ、シャインマスカットなど民間等育成品種について、国が主導して海外での商標を取得すること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 国は、平成31(2019)年に農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を達成するため、農林水産物の輸出力強化戦略に基づく農林水産物の輸出拡大に取り組んでいる。
- 農産物ブランドの権利保護には、品種登録(育成者権)と商標登録がある。しかし、海外での品種登録には申請期限があり、その期限を過ぎると登録対象とならないこと、また、永続的な権利保護ができないこと等から、商標でその保護を図る必要がある。
- 本県では、桃やブドウなど国際的にも競争力のある県産果実を中心に、台湾・香港を重点市場として輸出拡大に取り組んでいるが、既に模倣品や誤認を生じるおそれのある商品が確認されている。

課題

- 海外で第三者による商標の冒認出願がなされた際には、その国等へ日本からその商標を使用した輸出が出来なくなるおそれがあり、早急な対策が必要である。

【参考】

本県では、県育成品種である桃(白麗^{はくれい}、おかやま夢白桃^{ゆめはくとう}、白皇^{はくおう}、白露^{はくろ})、ブドウ(オーロラブラック)について、平成30(2018)年2月に中国、台湾、香港へ商標登録を出願している。

9 海外における商標登録問題への対応強化

| | |
|-------|-----|
| 提案先省庁 | 特許庁 |
|-------|-----|

提案事項

(1) 日本の地名等の保護

海外における商標登録に際して、日本の地名や地域ブランド等を適切に保護するよう各国に働きかけること。

(2) 冒認出願への対応支援

日本の地名や地域ブランド等に係る商標の冒認出願（第三者による商標の抜け駆け出願）について、自治体が的確に対応できるよう、定期的に情報提供を行うなどの支援措置を講じること。

（提案の理由）

現状

- 日本と海外との経済的関係が深まる中で、企業の海外進出、事業展開の拡大が見込まれるが、企業が諸外国で事業を展開していく上で、進出先においても商標等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠である。
- 特許庁の委託により日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所は、中国における日本の都道府県名等に関する商標出願・登録状況を年1回調査し、複数の都道府県名が商標登録されていることなどを公表している。
- 平成28(2016)年8月に中国商標局において「OKAYAMA」の商標出願が公告されたため、本県は、県内関係団体と異議申立てを行い、平成30(2018)年1月に「OKAYAMA」は、商標とすることができない公衆に知られている外国地名に該当するとして異議が認められたが、一連の措置を講ずる負担が大きい。

課題

- 特許庁は、日本の地名や地域ブランド等が海外において適切に保護されるよう外国政府等と協議を行うとしているが、未だに冒認出願が行われている状況であり、日本企業の利益保護のためには、政府間で制度改善などの働きかけを行うことが必要である。
- 異議申立て等の手続きを的確に行うために、個々の自治体が、継続して情報収集することは大きな負担である。諸外国にジェトロ等の拠点を持つ国において、商標出願に対する異議申立てができる期間を踏まえて少なくとも2～3ヵ月に1回程度の調査及び情報提供等が求められる。

10 森林経営管理法案による新たな森林管理の円滑な実施

| | |
|-------|---------|
| 提案先省庁 | 総務省、林野庁 |
|-------|---------|

提案事項

森林経営管理法案における市町村による新たな森林管理の仕組みが円滑に実施できるよう、次の取組を行うこと。 **新規**

- ① 森林環境譲与税（仮称）が効果的に活用される制度設計
- ② 市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう必要な助言と十分な説明
- ③ 都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係整理

（提案の理由）

現状

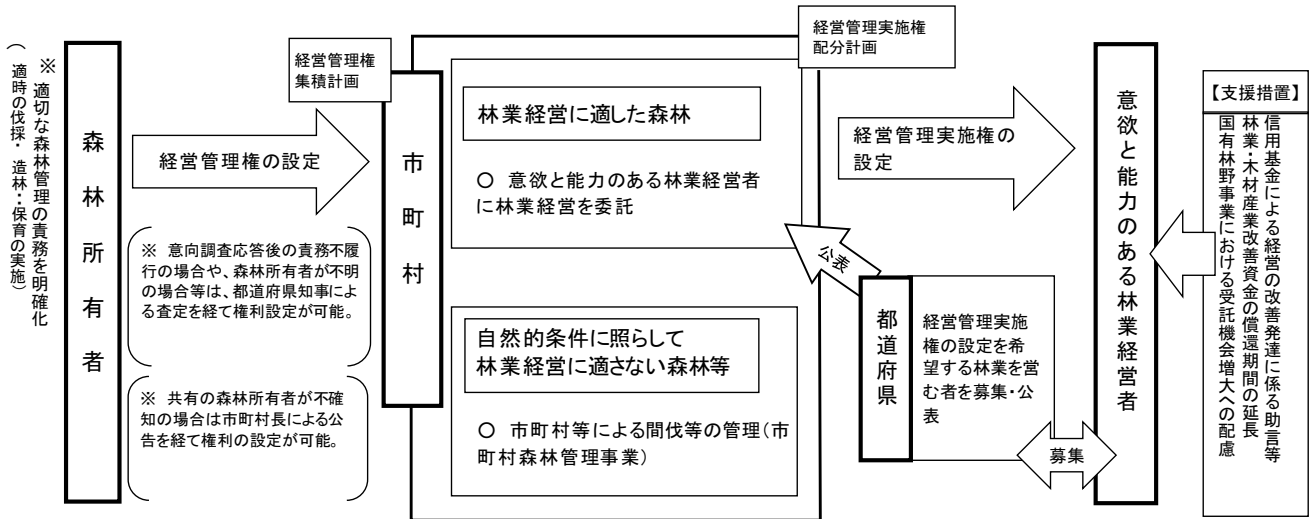
- 平成30年度政府税制改正大綱において、「次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。」とされた。
- 森林経営管理法案は、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林において、市町村が林業経営を行うための権利を取得して、森林の経営管理を行う新たな仕組みで、都道府県は林業経営者の募集・公表を行う。
- 本県は、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、平成16（2004）年度に全国で2番目となる森林保全を目的とする県民均等割超過税を創設している。

〔税目〕 個人県民税及び法人県民税 〔税率〕 個人県民税は年額500円を上乗せ

課題

- 森林経営管理法案の取組を支援する財源として、森林環境譲与税（仮称）が明確に位置付けられていない。
- 市町村の実施体制はこれまでの森林整備への取組によって千差万別であり、各市町村が強い当事者意識を持って取り組む必要があるが、体制が十分でない市町村が多い。
- 都道府県において独自に課税している森林環境・水源環境の保全を目的とした森林環境税等については、関係性を明確にすべきである。

【参考】森林経営管理法案のスキーム



- ◎ 森林環境税（仮称）[平成36(2024)年度から課税]
 納税義務者等：個人に対して課する国税
 税 率：1,000 円（年額）
 賦 課 徴 収：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
- ◎ 森林環境譲与税（仮称）[平成31(2019)年度から譲与]
 譲 与 団 体：市町村及び都道府県
 使 途：(市 町 村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
 (都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

11 森林整備法人に対する支援の充実

| | |
|-------|-----|
| 提案先省庁 | 林野庁 |
|-------|-----|

提案事項

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充

県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充

森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

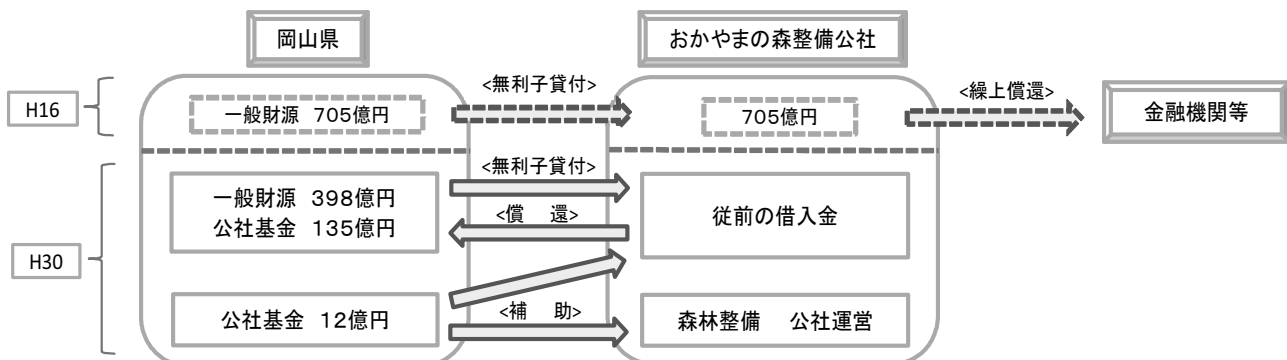
現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国1位となる25千haの人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約705億円の債務を県の短期無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な36年生以上の面積が6割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

課題

- 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

【参考】 おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (H30(2018). 4. 1)



※ 一般財源398億円の調達に係るコスト：約4億円（長期プライムレート1.00%）

12 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

| | |
|-------|-----------|
| 提案先省庁 | 農林水産省、環境省 |
|-------|-----------|

提案事項

(1) 農林水産物に対する鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保
- ② 簡易で効率的な捕獲方法の研究・開発の一層の促進

| |
|----|
| 新規 |
|----|

(提案の理由)

現状

- 鳥獣による農林水産被害は、約3億円と高い水準で推移している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の延長やわなの設置数等が、当初計画どおり実施できない。
- イノシシ、シカ、サル等鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大、農業者の高齢化等に伴い、農作物被害は深刻化・広域化している。

課題

- 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせ、総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。
- 交付金の予算額は、平成30(2018)年度103.5億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。
- わなの設置、見回り・餌付け、殺処分等の捕獲作業は重労働であることから、農業者、狩猟者の高齢化に対応した簡易で効率的な捕獲方法が求められている。

【参考】鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位:千円、頭)

| 区分 | | H5 (1993) | H10 (1998) | H15 (2003) | H20 (2008) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) |
|------|-------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 被害金額 | イノシシ | 170,250 | 218,890 | 240,471 | 139,736 | 146,884 | 158,638 | 127,613 | 93,103 |
| | シカ | 35,477 | 24,092 | 51,557 | 39,192 | 88,325 | 80,948 | 61,261 | 34,297 |
| | サル | 15,575 | 25,861 | 25,233 | 26,495 | 34,950 | 34,690 | 26,698 | 29,526 |
| | その他鳥獣 | 262,576 | 228,609 | 162,880 | 171,980 | 124,659 | 112,034 | 119,501 | 124,570 |
| | 合計 | 483,878 | 497,452 | 480,141 | 377,403 | 394,818 | 386,310 | 335,073 | 281,496 |
| 捕獲数 | イノシシ | 2,854 | 6,012 | 12,769 | 12,779 | 18,722 | 21,629 | 20,031 | 24,211 |
| | シカ | 222 | 418 | 1,414 | 3,408 | 10,014 | 12,633 | 14,799 | 12,009 |
| | サル | 84 | 76 | 93 | 123 | 184 | 290 | 190 | 308 |

提案事項

- (2) ツキノワグマにおけるレッドリストの再評価
東中国地域個体群のツキノワグマについて、生息数や分布状況等に応じたレッドリストの再評価を早期に行うこと。

(提案の理由)

現状

- 東中国地域に生息するツキノワグマは、平成3(1991)年に環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられ、各県において狩猟が禁止されるなど保護対策が進められてきた。
- このような取組の結果、東中国地域のツキノワグマの生息数は年々増加し、国のガイドラインの安定存続の水準（成獣800頭以上）を超えるまで生息数は回復しているが、平成29(2017)年の環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。
- また、近年では、人の生活圏への出没など地元住民とのあつれきも生じており、他県では、ツキノワグマによる人身被害も発生している。

課題

- 東中国地域のツキノワグマについては、国のガイドラインの安定存続の水準を超えるまで生息数は増加しているが、環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられたままである。

【参考】

○ツキノワグマ出没件数及び推定生息数

| | 出 没 件 数 | | | | | 推定生息数(※) | |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------|----------|
| | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | | うち 成獣 |
| 岡山県 | 61 | 98 | 87 | 237 | 126 | 254 | 178 |
| 鳥取県 | 86 | 332 | 98 | 495 | 157 | 707 | 495 |
| 兵庫県 | 513 | 831 | 497 | 978 | 490 | 540 | 378 |
| 計 | 660 | 1,261 | 682 | 1,710 | 773 | 1,501 | 1,051 |

注1：推定生息数は、H29(2017)年時点の数値。

注2：成獣数は、生息数のうち7割が成獣として算出。

○ツキノワグマによる人身被害数

| | 人 身 被 害 件 数 | | | | | 計 |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---|
| | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | |
| 岡山県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鳥取県 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 兵庫県 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 5 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2 | 9 |

13 酪農担い手育成機関への支援

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 農林水産省 |
|-------|-------|

提案事項

全国で唯一、酪農専門で実践的な担い手教育を行っている（公財）中国四国酪農大学校が、教育水準の向上に必要な施設整備に取り組めるよう生産振興事業の採択要件を見直すこと。

（提案の理由）

現状

- 公益財団法人中国四国酪農大学校（以下、「酪大」という。）は、中四国9県及び兵庫県の10県を構成県とする財団として昭和40(1965)年の設立以降、北海道から沖縄までの各地で中核的担い手として活躍する1,200人を超える卒業生を輩出し、全国的な酪農の担い手育成機関として大きな役割を果たしている。
- 次世代の酪農業界をリードする優秀な担い手を育成するためには、家畜飼養管理技術の習得に加え、受精卵移植技術や乳製品加工技術など時代のニーズに即した技術習得のための教育環境の整備が必要であるが、教育機関である酪大には、実習に伴う生産物収入のほかに収益もなく、施設整備に取り組むことの負担が大きい。

課題

- 酪大は、農業者として位置づけられていないことから、国や(独)農畜産業振興機構等の生産振興事業を活用した教育環境整備に取り組むことができない。

【参考】酪大の卒業生と在校生（概要）

- (1) 卒業生：1,270人（S40(1965)～H29(2017)年度）
 - （出身県内訳 岡山県：494人、その他構成県：594人、その他：182人）
 - （就職先内訳 後継者：608人、畜産関係団体：461人、その他：201人）
- (2) 在校生：計48人（2年生：27人、1年生：21人）（H30(2018).4.6現在）

14 産地を支える農業生産基盤の保全対策の推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 農林水産省 |
|-------|-------|

提案事項

本県では、中国山地から瀬戸内海に至る多様な気候や土地条件など地域が持つ強みを生かし、「くだもの王国おかやま」を代表する桃やマスカット・ピオーネ等の特色ある農産物の生産が行われ、地域の主要産業として定着している。

こうした産地を支える農業生産基盤を今後も適切に保全し、本県農業の持続的発展を図るため、保全対策に必要な財源を当初予算で安定的に確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県内の主要な産地に農業用水を供給するダムや頭首工、畑地かんがい施設の多くは高度成長期に造成され、近年急速に老朽化した施設が増加しており、産地の持続的発展を図るためには、これらの施設が確実に機能を発揮することが必要不可欠である。
- 生産基盤が整備され産地化が進んだ地域では、新規就農者など力強い経営体の確保につながっており、今後の地域農業の持続的発展が期待できる。
- 本県では、耐用年数を超えても施設機能に支障が生じないように、施設毎の適時・適切な保全対策を推進しているが、これまで保全対策を進めてきた農山漁村地域整備交付金が減額されるなど、昨年度に引き続き、平成30(2018)年度も県所要額を十分に満たしておらず、保全対策の遅れによる産地の弱体化が懸念される。

課題

- 本県の農業就業者の平均年齢は70歳に達し、活力ある産地においても高齢化等で耕作放棄地が急速に増加するなど、近い将来農家の大幅な減少が見込まれる。
- こうした中、その受け皿となる担い手が健全な農業経営を続けていくためには、整備された生産基盤の適切な保全対策を着実に推進していくことが重要である。
- 保全対策を計画的に実施するためには、平成31(2019)年度以降の当初予算が安定的に確保されることが重要である。

15 社会資本整備の推進

| | |
|-------|-------------------------|
| 提案先省庁 | 内閣府、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省 |
|-------|-------------------------|

提案事項

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を確保・拡充し、その推進を図ること。

- ① ゲリラ的集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- ② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- ③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- ④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備
- ⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- ⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- ⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守る防災施設の整備
- ⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- ⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- ⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- ⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進

(提案の理由)

現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 平成30(2018)年度の公共事業費については、農林水産省・国土交通省とも前年度比でほぼ同額の予算が措置されたが、維持管理や点検・更新など防災・安全に関する予算が増加する中、地方創生や国土強靱化に資する、道路の新設を始めとした、新たな社会資本整備の予算確保が厳しい状況である。

課題

- 国の公共事業関係費は、平成29(2017)年度予算と比較するとほぼ同額が措置されたが、平成21(2009)年度予算(前自公政権下)と比較すると16%の減となっており、必要な社会資本整備の遅れが危惧される。
- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、食料や木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務である。
- 安全で快適な生活を実現するための社会資本整備は、依然として不足しており、地方の切実な要望を十分満足できる配分となっていないため、国全体の予算総額確保・拡充が必要である。

安心で豊かさが実感できる地域の創造

16 医療提供体制の充実

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 厚生労働省 |
|-------|-------|

提案事項

- (1) 地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用等
 地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすること。
- (2) 医療施設の耐震化の促進
 医療施設の耐震化を更に促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額を引き上げること。

（提案の理由）

現状

- 地域医療介護総合確保基金を活用する事業は、毎年度関係団体から事業提案を募集し、国が定める「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」、「在宅医療の推進」及び「医療従事者の確保」に関する区分ごとの新規・継続事業を、医療介護総合確保促進法に基づく県計画として取りまとめているが、平成27(2015)年度、28(2016)年度及び29(2017)年度とも、「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」に重点配分されるとともに、各事業区分間の弾力的運用が認められていない。
- 「在宅医療の推進」及び「医療従事者の確保」に関する事業は、従前の国庫補助事業から振り替えられた事業に加えて、地域医療を支える上で主力となる総合的な診療能力を有する医師の育成など、県として地域のニーズに応じて重点的に取り組むべき事業が多数あることから、事業費が大幅に増加したが、上記のとおり配分であったため、事業規模を縮小せざるを得ない状況となった。
- 現行の医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額は、従前の医療施設耐震化臨時特例基金に比べて著しく低いことなどから、医療施設の耐震化を促進する制度となっていない。

課題

- 地域の医療ニーズに対応した効率的かつ効果的な医療提供体制を構築するために、地域医療介護総合確保基金の用途を国が硬直的に規定するのではなく、地域の実情に応じて有効に活用できるよう、柔軟な仕組みにする必要がある。
- 医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引上げ等により、医療施設の耐震化整備を促進する必要がある。

【参考】

○ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・医療介護連携体制整備事業
- ・医療介護多職種連携体制整備事業 等

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業

- ・糖尿病等の生活習慣病に係る医療連携の推進事業
- ・かかりつけ医認定事業 等

【区分Ⅲ】医療従事者の確保に関する事業

- ・地域医療支援センターの運営
- ・岡山大学及び川崎医科大学への寄付講座の設置
- ・院内保育運営費補助事業 等

○ 本県の病院の耐震化率（平成29(2017)年9月時点）

※ただし、本県の災害拠点病院及び救命救急センターは平成30(2018)年3月末時点

- ・病院全体 69.9%（全国平均 72.9%）
- ・災害拠点病院及び救命救急センター 70.0%（全国平均 89.4%）

○ 医療提供体制施設整備交付金と医療施設耐震化臨時特例基金（平成21(2009)年度～平成28(2016)年度）との比較

| 補助金名 | 対象施設 | 補助基準額 | 対象経費 | 補助率 |
|---------------|----------------------|------------------------------|--|-----|
| 医療提供体制施設整備交付金 | 二次救急医療機関 救命救急センター | 基準面積・基準単価 2,300㎡×40,300円 | 医療施設耐震整備 として必要な新築、 増改築に伴う補強 及び既存建物に対 する補強に要する 工事費 | 1/2 |
| | IS値が0.3未満の 病院 | 基準面積・基準単価 2,300㎡×191,400円 | | |

(参考)

| 補助金名 | 対象施設 | 補助基準額 | 対象経費 | 補助率 |
|---------------------|--------------------|------------------------------|------|-----|
| 医療施設耐震化 臨時特例基金 | 災害拠点病院 救命救急センター | 基準面積・基準単価 8,635㎡×276,000円 | 同 上 | 同上 |
| ※平成28(2016)年 度まで | 二次救急医療機関 | 基準面積・基準単価 8,635㎡×165,000円 | | |

17 高齢者支援対策の推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 厚生労働省 |
|-------|-------|

提案事項

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、夜間・早朝・深夜における訪問看護・訪問介護は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっている。
- 中山間地域等において複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）等の新たなサービスを導入する保険者に対する補助制度を設けているが、一定の地域に利用者が集まらないことや事業採算性が低いことなどにより、実施事業者が極めて少なく、サービス拡大を図ることができていない。

課題

- 人口減少、過疎化に伴い、今後、一層介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を図り、事業者の参入を促進していく必要がある。

18 受動喫煙防止対策の強化

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 厚生労働省 |
|-------|-------|

提案事項

受動喫煙防止対策を実効性のあるものとするため、制度の詳細設計に当たっては、都道府県等と十分に協議の上、国民にわかりやすい制度とし十分に制度の周知徹底を図ること。

なお、新たな事務が生じることに伴う職員体制の整備等に対し、十分な財政支援を行うとともに、標準的な運用基準を示す等技術的な支援を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 健康増進法において受動喫煙の防止対策が規定されているものの、努力義務にとどまっている。
- 国では、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策の強化についての検討がなされた。
- 平成28(2016)年10月に「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」、平成29(2017)年3月に「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)」が示された。
- 平成30(2018)年1月に、関係者等の意見を踏まえ、経営規模の小さな既存店で、一定の面積以下の場合、例外的に喫煙を認めることなどを盛り込んだ『「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方』が示された。
- 多数の者が利用する建物内を罰則付きで原則禁煙とする一方、経過措置として客席面積が100㎡以下の小規模な既存飲食店は喫煙を認めることなどを内容とした健康増進法の一部を改正する法律案が、平成30(2018)年通常国会で審議されており、制度の詳細は、明らかになっていない。
- 国の平成30(2018)年度予算において、受動喫煙防止に関する普及啓発や自治体が行う指定屋外分煙施設の整備への支援(地方財政措置)等を行うこととされた。

課題

- 『「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方』に対しては、飲食業関係者等からは一定の評価があるが、医療関係者やがん患者団体等からは批判があがっている。
- 義務に違反した施設管理者や施設利用者に対する指導、勧告、命令、罰則の適用等施設管理者に対する立入検査業務等を都道府県、保健所設置市が担うこととされたが、新たな業務に対する職員体制の整備等への財政支援や、実施に当たっての運用基準等は示されていない。

19 福祉・介護人材の確保

| | |
|-------|------------|
| 提案先省庁 | 内閣官房、厚生労働省 |
|-------|------------|

提案事項

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。

特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を早急に実施すること。

(提案の理由)

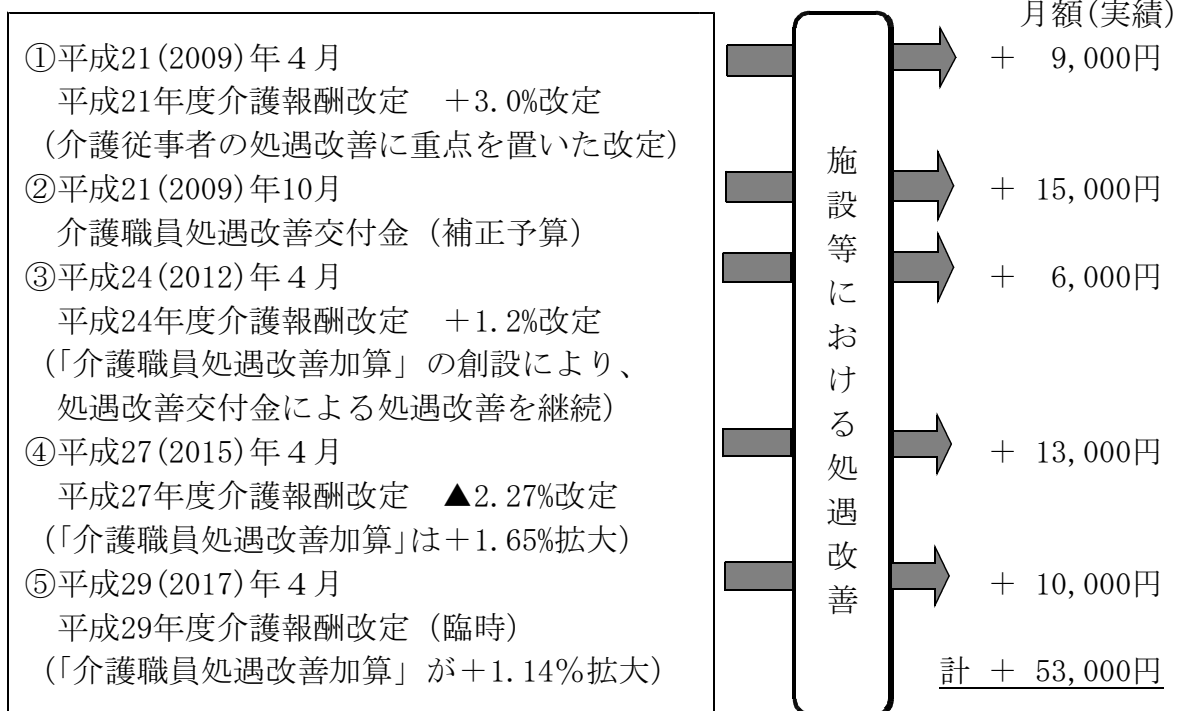
現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等によって処遇改善が図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率（平成29(2017)年度平均値）は3.25倍と、全職種の1.81倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- 第7期岡山県介護保険事業支援計画の策定に当たり実施した需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには、約4万2千人の介護職員が必要となり、今後の生産年齢人口の減少を踏まえた上で推計すれば、約4千人が不足すると見込まれる。また、介護離職ゼロの実現に向け、介護人材を更に確保する必要がある。

課題

- 将来に向けて、介護職員の需給ギャップを埋めていくには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施していくことはもちろんであるが、国においても、給与水準の引上げなどの介護職員の処遇改善やキャリアパス制度の確立に向けた更なる取組が必要である。

【参考】介護保険制度における介護職員の処遇改善についての取組



- これまでの取組により、合計すれば月額5万3千円相当の給与改善となっている。
- 障害福祉サービス等においても同様の処遇改善の取組が行われている。(平成21(2009)年4月に+5.1%の報酬改定、平成21(2009)年10月に福祉・介護人材処遇改善事業助成金、平成24(2012)年4月に+2.0%の報酬改定(「福祉・介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善事業助成金による処遇改善を継続)、平成27(2015)年4月に±0%の報酬改定(福祉・介護職員処遇改善加算は+1.78%拡大)、平成29(2017)年4月に介護職員と同様の処遇改善を実施)
- 福祉施設介護員・ホームヘルパーの賞与込み給与の全国平均は約26.2万円であり、全産業平均の36.2万円に比べ約10万円低い。(「平成27年賃金構造基本統計調査」より)

20 障害福祉施策の推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 厚生労働省 |
|-------|-------|

提案事項

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、地方自治体が地域の実情や利用者のニーズに応じた事業を円滑に実施できるよう、国庫補助事業の充実と事業実績に見合った十分な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、自立支援給付（介護給付、訓練等給付等）と並ぶ施策の柱に位置付けられている。
- 市町村地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等、障害のある人の地域生活の支援に不可欠なサービスが実施されている。
- 障害のある人が働きながら技能を身に付ける「就労継続支援A型事業所」を巡っては、経営悪化による障害のある人の大量解雇が昨年から相次いでおり、相談支援の充実が求められている。
- 市町村が実施する個別給付である特定相談支援は、障害福祉サービス等の利用を前提とした報酬評価であり、解雇された利用者に対する支援について、受入先が決まらない場合は報酬上の評価はない。また、その内容の一つ一つは相当の時間を要する業務であり、利用者保護の観点からも、確実な相談支援事業の実施が求められている。
- 県地域生活支援事業では、専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を着実に実施するとともに、障害者差別解消法の施行を踏まえ、共生社会の実現に向けて県として促進すべき事業の追加・拡充を図っている。
- 地域生活支援事業への補助は、国の裁量的経費（費用の100分の50以内を補助することができる）とされ、十分な財源措置がなく、国が必須事業と位置づけた事業の実施においてすら、地方の超過負担が生じている。

課題

- 障害者総合支援法の主要な事業である地域生活支援事業については、地方自治体がサービスを必要とする利用者の状況や地域の実情に応じ、十分に事業に取り組めるよう国において財源を確保する必要がある。
- 障害者大量解雇など不測の事態が生じた場合に、利用者保護の観点から、地方自治体が利用者支援に十分取り組めるよう国庫補助事業の充実が必要である。

【参考】

○ 地域生活支援事業に係る国の予算要求

| | |
|--------------|-------|
| 平成29(2017)年度 | 454億円 |
| 平成30(2018)年度 | 451億円 |

○ 事業費及び国庫補助額の推移

| 年度 | 市町村事業費 | 県事業費 | 計 (a) | 国庫補助額 (b) | 国の負担 割合(b/a) |
|-----------|-------------|-----------|-------------|--------------|-----------------|
| H26(2014) | 2,236,149千円 | 92,454千円 | 2,328,602千円 | 751,237千円 | 32.3% |
| H27(2015) | 2,449,224千円 | 110,393千円 | 2,559,617千円 | 737,275千円 | 28.8% |
| H28(2016) | 2,485,595千円 | 136,127千円 | 2,621,722千円 | 772,259千円 | 29.5% |
| H29(2017) | 2,632,141千円 | 135,183千円 | 2,767,324千円 | 800,437千円 | 28.9% |

(注) H26(2014)～H28(2016)の事業費は実績額、H29(2017)の事業費は見込み額

○ 就労継続支援A型事業所廃止に係る大量解雇

| 法人名 | 指定権者 | 事業所数 | 解雇者 | 備考 |
|--------------------|-------|-------|------|---|
| あじさいの輪 (倉敷市) | 倉敷市 | 4事業所 | 207人 | 平成29年7月31日廃止(解雇) 同年10月20日民事再生手続開始 |
| | 合計 | 4事業所 | 207人 | |
| あじさいの友 (倉敷市) | 倉敷市 | 1事業所 | 17人 | 平成29年7月31日廃止(解雇) ※あじさいの輪の代表者と同一 人が設立(現在は休眠状態) |
| | 高松市 | 2事業所 | 59人 | |
| | 合計 | 3事業所 | 76人 | |
| 障がい者支援機構 (名古屋市) | さいたま市 | 2事業所 | 54人 | 平成29年8月末から廃止(解雇) 同年10月10日破産手続開始 ※賃金未払あり |
| | 舟橋市 | 1事業所 | 16人 | |
| | 愛知県 | 1事業所 | 14人 | |
| | 名古屋市 | 1事業所 | 55人 | |
| | 大阪市 | 1事業所 | 17人 | |
| | 合計 | 6事業所 | 156人 | |
| しあわせの庭 (福山市) | 広島県 | 1事業所 | 41人 | 平成29年11月17日廃止(解雇) 同年12月8日破産手続開始 ※賃金未払あり |
| | 福山市 | 1事業所 | 65人 | |
| | 合計 | 2事業所 | 106人 | |
| フィル (倉敷市) | 倉敷市 | 3事業所 | 171人 | 平成30年3月16日解雇(4/15廃止) 破産手続開始予定※賃金未払いあり |
| | 合計 | 3事業所 | 171人 | |
| 5法人 | 2県7市 | 18事業所 | 716人 | |

※離職者(A型事業所の利用者)の再就職に多大な支援が必要となっている。

21 ハンセン病問題対策の推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 厚生労働省 |
|-------|-------|

提案事項

ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。

また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

(提案の理由)

現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて262名（H30(2018).5.1現在）の入所者が生活している。県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の貴重な文献等は歴史の教訓とすべき貴重な資料であり、本県では、収集した資料を取りまとめて資料集「長島は語る（前編・後編）」を刊行するとともに、資料を整理、保存し、公開するなど、残された資料を後世につなぐ努力をしている。

課題

- ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等の関係資料を適切に保全していく必要がある。

22 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁 内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省

提案事項

(1) 少子化対策の推進

少子化対策は、単年ごとの取組では効果が薄く、継続的に事業を実施し、検証しながら発展させていくことが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金については、補助率の引上げとともに、複数年度にわたる取組も交付対象とするなど、柔軟に対応できる交付金とすること。

(提案の理由)

現状

- 少子化対策は結婚支援から、妊娠・出産期、子育て期までの支援を重層的かつ継続的に取り組む必要がある。平成26(2014)年の合計特殊出生率が2.81と全国トップクラスを記録した岡山県奈義町においても、10年にわたる各種の取組を継続したことにより、「奈義は子育てしやすい」との評価を得、合計特殊出生率の向上に結び付いたものであり、思い切った事業を継続して取り組むことが必要である。
- 平成28(2016)年の岡山県の合計特殊出生率は1.56であるが、地域格差の要因を分析したところ、中国地方の他県と比べ、若い女性の有配偶率が低く、25～29歳の第2子の出生率と、30～34歳の第3子の出生率が低下していることが分かった。
また、市町村ごとの分析では、通勤圏における男女の割合が結婚に影響していること、家族・地域のきずなの強さが結婚や第3子の出生に効果的などの結果が出ており、地域の特性を踏まえた少子化対策を継続的に実施していく必要がある。
- 地域少子化対策重点推進交付金は、①結婚に対する取組②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を対象とし、「子育て安心プラン」の推進に資する取組や、これまでの自治体の取組の優良事例の横展開に係る単年度事業にのみ交付されることとなっている。
- 平成29(2017)年度の申請に当たり、審査段階で要綱に明記されていない交付基準が追加され、金額が大幅に減額されたほか、内示が7月にずれ込み、事業着手が遅れるなど、事業執行上支障が生じている。
- 平成28(2016)年度補正予算では、総合的な結婚支援は10/10、結婚新生活支援事業は3/4の補助率となっていたが、平成29(2017)年度補正予算における総合的な結婚・子育て支援は2/3、平成30(2018)年度当初予算における結婚新生活支援事業は1/2となっている。

課題

- 結婚支援や子育て支援は、すぐに成果が現れるものではないため、複数年度にわたる継続的な取組が必要である。
- 地域の特性に応じた効果的な取組を行う市町村を財政的な面からも強力に支援する必要がある。

提案事項

(2) 保育士の処遇改善の推進

- ① 保育士の確保を図るため、更なる処遇改善策を講じること。
- ② 公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。

(提案の理由)

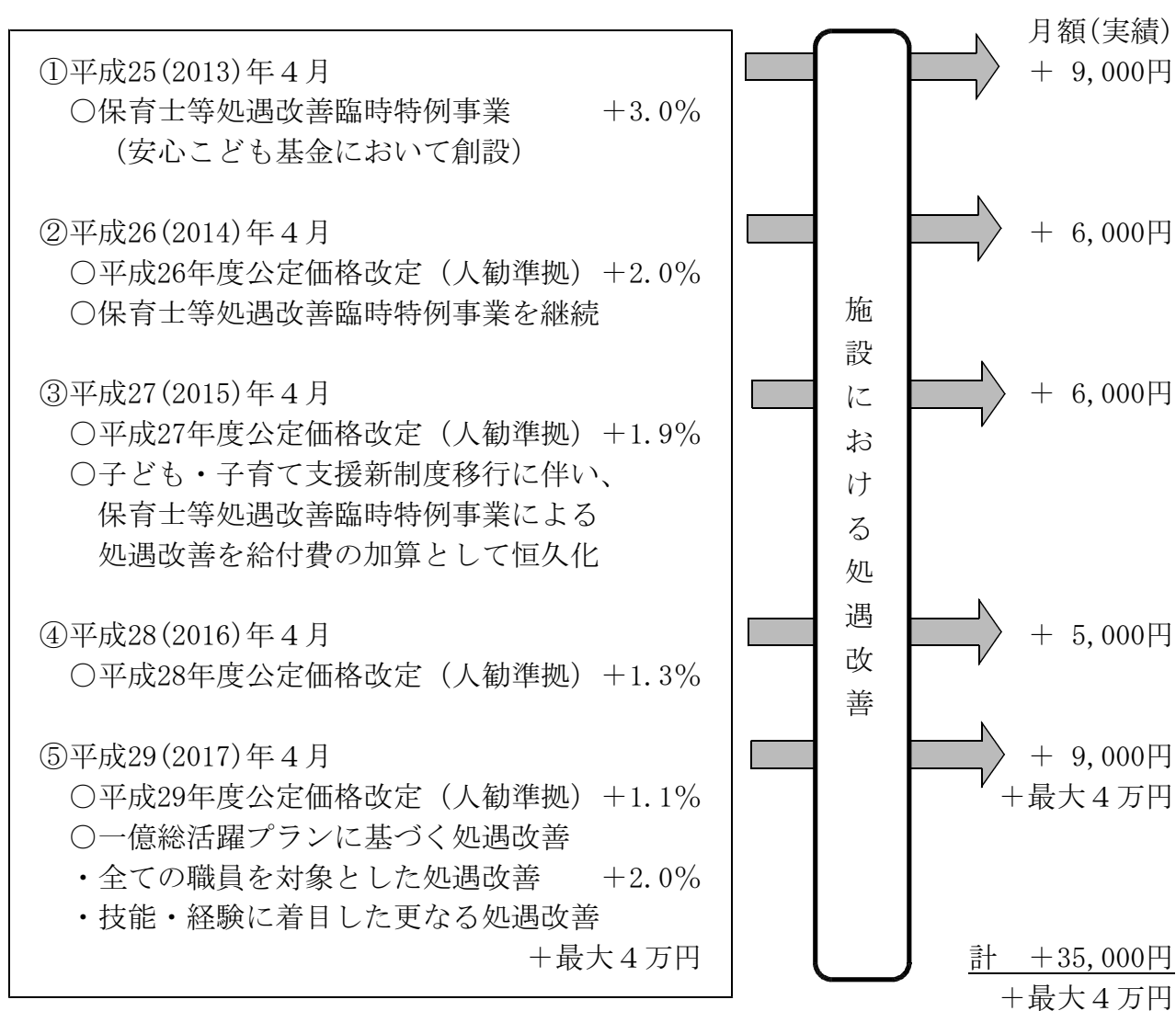
現状

- 保育の受け皿拡大に伴い、保育士不足が深刻となっている中、保育士確保のため、国制度を超えて、独自に人件費の上乗せ補助を行う自治体がある。
- 国の施設型給付費の処遇改善等加算Ⅰは、保育所ごとに基準年度（既存施設は平成24（2012）年度）における給与水準を起点として一定の率（5～6％）の給与改善を実施することを要件に委託費を加算する仕組みであるが、給与水準の設定自体は、各事業者の判断に委ねられている。このため、元々の給与水準の高低にかかわらず、同レベルの給与改善が求められることとなり、給与水準の低い保育所においては、定められた率の改善を行ってもなお低い水準に留まっている。
- 公定価格上の保育士の人件費は、国家公務員の福祉職給料表をもとに積算されており、国家公務員の給与改定に連動した引上げが行われているが、民間保育所における給与は、必ずしもこれに準拠しておらず、昇給や各種手当の支給、前歴換算等の取扱いについても、各事業者の判断に委ねられている。このため、公定価格上想定されている人件費と実際の保育士の人件費にかい離が生じ、処遇改善が進まない要因の一つとなっている。
- 県が実施する保育所の指導監査では、給与に関しては当該法人の給与規程どおりに支給されていることの確認は行っているが、給与水準については、判断基準や指導根拠が明確でないため、十分な指導・助言を行うことは困難である。

課題

- 自治体独自の人件費上乗せ補助は、人材確保が自治体の財政力に左右され、上乗せ補助を行った市町村への人材の流出につながるおそれがあることから、地方の適切な保育サービス提供体制維持の観点から国全体としての処遇改善策が必要である。
- 処遇改善等加算Ⅰについて、給与改善の起点となる給与水準が保育所ごとに異なるため、事業者の人件費負担に不公平感が生じている。
- 民間保育所の給与水準について、県が指導監査において事業者に指導・助言するための根拠が存在しないことから、公定価格上の処遇改善を実効性あるものとするためには、保育所職員に適用する給料表のモデルなど、給与水準設定の目安となるものが必要である。

【参考】保育士の処遇改善の状況（平成24(2012)年度との比較）



※公定価格は、平成26(2014)年度は旧保育所運営費の保育単価、27(2015)年度以降は施設型給付費の公定価格を指す。

- これまでの取組により、保育所に支弁される施設型給付費の公定価格上は、合計すれば月額3万5千円（最大7万5千円）の給与改善になっていると推定。
- 保育士の賞与込み給与の全国平均は約26.9万円であり、全産業平均の約36.2万円に比べ約9万円低い。（「平成27(2015)年度賃金構造基本統計調査」より）

提案事項

(3) 養育費確保に向けた仕組みの構築

養育費確保のため、離婚の届け出に際し、養育費の取決めを受理要件とするなど、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。

(提案の理由)

現状

- 平成28(2016)年度全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭における養育費の取決め率は約43%、受給率は約24%と低い状況にある。
- 平成23(2011)年の民法改正により、父母が離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担が明示され(民法第766条第1項)、離婚届書に養育費取決めの有無をチェックする欄が追加されたが、そのチェック率は約60%にとどまっている。
- 国は、平成27(2015)年12月に策定した「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の中の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において養育費確保支援を掲げており、離婚前の養育費の取決めを促すため、自治体における弁護士による養育費相談の実施や関係機関による養育費確保支援のネットワークの構築を目指している。
- 平成28(2016)年11月から法制審議会において、債務名義を有する債権者等が強制執行の申し立てをする準備として債務者財産に関する情報を得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討中である。
- 県では、平成29(2017)年度から、関係職員の相談能力向上を図るため、市町村窓口(戸籍、相談)担当者を対象とした研修会の実施や、県ホームページ等による情報発信を行うとともに、母子家庭の母等が養育費取決め等のため家庭裁判所等を訪れる際の同行支援を実施している。

課題

- 養育費は子どもの成長に不可欠なものであり、その請求は子どものための大切な権利であるが、その取決めは依然として低調であることから、養育費の取決めを離婚届の受理要件とする法令整備など強力な仕組みづくりが必要である。
- 養育費分担の取決め率や受給率が低い原因として、養育費についての意識の低さが考えられることから、全国的な意識啓発や離婚前の相談体制・広報の充実が必要である。

提案事項

(4) 児童虐待防止等の支援体制の充実

児童虐待等に対応するために市町村が設置する要保護児童対策地域協議会については、その設置と児童福祉司など一定の要件を満たす職員の配置が義務付けられたことから、専門職等の常勤職員を配置するために必要な財政措置を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 平成20(2008)年に要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化され、平成21(2009)年には支援対象が要保護児童に加え、養育支援の必要な子どもやその保護者、妊婦に拡大されるとともに、平成29(2017)年4月から同協議会の更なる機能強化を図るため専門職の配置が義務化された。
- しかしながら、地方交付税措置における児童福祉共通費は、平成19(2007)年度以降は4人分から増員されていない。

課題

- 児童虐待の相談対応が増加するなど児童福祉に関する業務が拡大する中、要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるためには、専門職等の常勤職員の確保が求められる。

提案事項

(5) 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

児童養護施設等の小規模化や家庭的養護を推進するため、施設の運営主体が小規模化や地域分散化、高機能化に取り組めるよう、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえつつ新たな財源措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 児童養護施設等の小規模化や家庭的養護の推進は、国の方針に基づき「岡山県家庭的養護推進計画」を策定し、計画的に進めている。
- 「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月)の中で、全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に
 - ① 小規模化(最大6人)・地域分散化を図り、常時2人以上の職員配置
 - ② 高度なケアニーズに対し迅速な専門職対応ができるよう、生活単位の更なる小規模化(最大4人)と必要な職員配置を行うことが示された。
- 小規模グループケアの推進には、施設改修を伴い多大な経費が必要である。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金による施設の新設・改築を行う場合でも、児童養護施設の経営は厳しい状況であることから、運営費(措置費等)の中から施設改修のための費用捻出が非常に困難な状況である。

課題

- 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護を推進していくためには、施設整備に十分な財源の確保が求められる。
- 発達障害等の高度なケアニーズに対応できる専門職配置に伴う財政措置が必要である。

提案事項

(6) 児童保護措置費の教育費に係る加算対象の拡大

児童保護措置費の教育費に係る加算について、児童の社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられるスポーツや文化的活動に要する費用も対象とし、必要な財源を確保すること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 現在、児童保護措置費の教育費に係る加算制度において、学習塾や部活動などの費用は対象とされているが、スポーツや文化的活動に要する費用は対象とされていない。
- 児童養護施設においては、発達障害や被虐待経験を有するなど、問題を抱えた児童の入所が全国的に増加しており、県内においても被虐待経験を有する児童の入所が、平成27(2015)年度と平成28(2016)年度を比較すると大幅に増加している。
平成27(2015)年度：51.3%→平成28(2016)年度：56.1%
- 発達障害や被虐待経験を有する児童には、スポーツや文化的な活動を通して、達成感を味わったり、またルールや人間関係を学ぶなど、社会性の醸成や情緒の安定を図ることが支援の上で重要であり、学習意欲の向上にもつながると考えられる。(参考：「現在の児童養護施設における教育的な課題と旭学園の取組」平成21(2009)年)
また、その他の入所児童についても、複雑な問題を抱え、親等と離れての生活であることから、愛着形成が不足しており、このような活動を通じた人間関係等の習得は、社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられる。
- 子どもの頃の「友達との遊び」、「地域活動」等の体験が豊富な人ほど、「意欲・関心」や「規範意識」、「人間関係能力」が高いという調査研究報告がある。(国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」(平成22(2010)年10月))

課題

- スポーツや文化的活動については、児童の社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられることから、加算対象の拡大が必要である。

【参考】

○問題を抱えた入所児童の割合(厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」)

| | 平成19(2007)年度 | 平成24(2012)年度 |
|---------|--------------|--------------|
| 広汎性発達障害 | 2.6% | 5.3% |
| 被虐待経験 | 53.4% | 59.5% |

○子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、学校外活動(学習塾や中学校の部活動を除く。)のために支出した平均経費(文部科学省「平成28(2016)年度子供の学習費調査」)(年額)

| 区分 | 公立 | 私立 |
|-----------|----------|----------|
| 幼稚園 | 70,206円 | 107,608円 |
| 小学校 | 134,813円 | 308,163円 |
| 中学校 | 61,620円 | 116,820円 |
| 高等学校(全日制) | 32,169円 | 54,964円 |

23 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の体制の確保

| | |
|-------|-----|
| 提案先省庁 | 防衛省 |
|-------|-----|

提案事項

防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制の確保に十分配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 本県において自衛隊は、台風災害や瀬戸内海の石島^{いしま}の火災などでの救助・消火活動、更には、笠岡市で発生した鳥インフルエンザにおける防疫活動などにより、多大な御貢献をいただいたところであり、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いもますます高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地元の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 陸上自衛隊については、防衛大綱に効率化・合理化を徹底するとの基本方針が示され、中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）に基づいて、日本原駐屯地に所在する第14戦車中隊が平成29(2017)年度末で廃止された。次期中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）において、戦車及び火砲を中心に編成されている同駐屯地の体制縮小が進められ、今後更に、隊員数が減少することが懸念される。
- 奈義町及び津山市にあっては、平成27(2015)年度、関係団体とともに「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、国への要望活動をはじめとした、同駐屯地の充実に向けた動きを活発化している。

課題

- 特科隊や戦車中隊で構成される日本原駐屯地など、本県に所在する駐屯地に係る体制縮小が、次期中期防衛力整備計画に盛り込まれることが懸念される。
防衛大綱に基づく当該計画の策定に当たっては、地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ地震など本県における大規模災害への派遣や地域コミュニティの維持・活性化に影響が生じることのないよう、体制を確保することについて特段の配慮を求めていく必要がある。

【参考】県内の駐屯地の状況

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

24 電源三法交付金の交付延長

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 文部科学省 |
|-------|-------|

提案事項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も、同センターが存続する限り、地元住民や県民の安全確保等のため、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

(提案の理由)

現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成12(2000)年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体や除染技術の研究開発が行われているが、これらの終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に防災対策、広報・調査及び地域振興を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターは、平成28(2016)年12月に新たにウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発の構想を公表し、外部の専門家等で構成する懇話会での意見や提言を踏まえ、現在、研究計画等を検討しているところであるが、この構想と交付金の継続との関係は不明確である。

課題

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの解体・撤去が終了するまでには少なくとも10年以上を要し、その間は核燃料等のウランのほか大量の処理できない放射性廃棄物の現地保管が続くことになる。

【参考】

○ 核燃料等の保管量 (t U)

| 核燃料等の種類 | 保管量 |
|---------|---------|
| 天然ウラン | 67.8 |
| 濃縮ウラン | 31.3 |
| 劣化ウラン | 2,597.1 |

(平成29(2017)年12月末現在)

○ 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

| 廃棄物の種類 | 排出量 |
|---------|-------|
| 非放射性廃棄物 | 106千t |
| 放射性廃棄物 | 24千t |
| 計 | 130千t |

25 国営造成施設の安全性と施設機能の確保

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 農林水産省 |
|-------|-------|

提案事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めること。 ② 耐震対策が必要な児島湾締切堤防及び老朽化により地域農業への影響が懸念される笠岡湾干拓地の寺間排水機場の対策工事を平成31年度に新規着工すること。 新規 |
|--|

(提案の理由)

現状

- 県内の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設され、レベル1（耐用年数中に一度は受ける可能性が高い地震）に対する耐震性を有しているが、南海トラフ地震が発生した場合は、想定を超える大規模被害が発生するおそれがある。また、造成後の経年劣化により機能が低下し、突発的な故障による甚大な被害の発生が懸念される。
- こうした中、国において、笠岡湾干拓堤防等主な国営造成施設の耐震性調査が進められている。また、機能診断に基づき対策が必要とされる農業水利施設では、順次対策工事に着手している。
- 児島湾締切堤防については、平成29(2017)年度の全体実施設計による詳細な調査・検討の結果、耐震対策が必要とされている。

〈事業構想〉

- (1) 事業名：国営総合農地防災事業
- (2) 地区名：児島湾沿岸地区
- (3) 総事業費：260億円（予定）
- (4) 工期：平成31(2019)年度～平成42(2030)年度
- 寺間排水機場については、県内有数の大規模農業が営まれている笠岡湾干拓地全体の排水を担う最重要施設であるが、近年故障が多発し保守も限界に達しており、機能診断の結果、長寿命化対策が必要とされている。

〈事業構想〉

- (1) 事業名：国営施設応急対策事業
- (2) 地区名：寺間地区
- (3) 総事業費：27億円（予定）
- (4) 工期：平成31(2019)年度～平成36(2024)年度

課題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確認する耐震性調査を早急に進め、必要な対策を講ずることで、農地、住宅、学校、公共施設など、多くの生命や財産への被害防止・軽減を図り、県民の安全・安心を確保する必要がある。 ○ 基幹的農業水利施設である排水機場などの国営造成施設は、施設の老朽化により、適切な維持管理や農地の湛水被害の防止等に支障が生じており、地域農業の持続的発展のためには、施設の長寿命化対策を進める必要がある。 |
|---|

【参考】 県内に存する主な国営造成施設

| 施設名 | 管理者 | 所在地 | 規模 | 備考 |
|--|----------|--------------|---------------------|-----|
| こしまわんしめきりていぼう 児島湾締切堤防 | 県 | 岡山市南区福島～郡 | 堤長 1,558m | 調査中 |
| かさおかわんかんたくていぼう 笠岡湾干拓堤防 てらまはいすいきじょう 寺間排水機場 | 県 笠岡市 | 笠岡市平成町～拓海町他 | 堤長 4,666m 排水機 4基 | 調査中 |
| おさかべがわ 小阪部川ダム | 土地改良区 | 新見市熊谷～唐松 | 堤長 145m 堤高 67.2m | 調査完 |
| しんたわらいせき 新田原井堰 | 県 | 和気郡和気町天瀬～田原上 | 堰長 220m | 調査中 |
| にしはら 西原ダム | 土地改良区 | 勝田郡奈義町西原 | 堤長 192m 堤高 46.1m | 調査中 |

26 治水及び高潮・津波対策事業の推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 国土交通省 |
|-------|-------|

提案事項

平成27年の鬼怒川（茨城県）、平成28年の小本川（岩手県）、平成29年の赤谷川（福岡県）などの氾濫を受け、水害対策の推進を求める県民の声は一層高まっているため、治水及び高潮・津波対策事業を強力に推進するとともに、十分な予算を確保すること。

- ① 直轄管理区間の改修等推進
 - ・ 高梁川水系小田川合流点付替事業
 - ・ 旭川改修事業（岡山市中心部、百間川）
 - ・ 高潮対策事業等の推進
 - ・ 適切な維持管理の実施
- ② 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保

（提案の理由）

現状

- 治水事業等は、国土を保全し国民の生命と財産を守り、他のインフラとの相乗効果により民間投資を呼び込み、ストック効果を生み出すが、国の治水事業等予算は20年程前の約4割となっており、計画的な事業の推進には、十分な予算の確保が必要である。
- 本県では、平成10(1998)年、平成16(2004)年、平成21(2009)年、平成23(2011)年に甚大な浸水被害があり、また近年は各地で甚大な災害が発生しており、水害対策の推進について県民の関心が一層高まっている。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252km²の域内に人口39万人が居住し、水島工業地帯や岡山市南部で県内の製造品出荷額の約6割を占めるなど、人口や産業が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は1,831kmであるが、整備済延長は暫定的なものを含めても686kmしかなく、また、海岸保全施設のうち高潮等に対する整備が必要な延長は147kmに対し、高さが確保されているのは49kmにとどまっている。
- 全国の中小河川の緊急点検により抽出した箇所において、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」として今後概ね3年間（平成32(2020)年度目途）で再度の氾濫防止対策、的確な避難判断のための水位計の設置を推進する必要がある。

課題

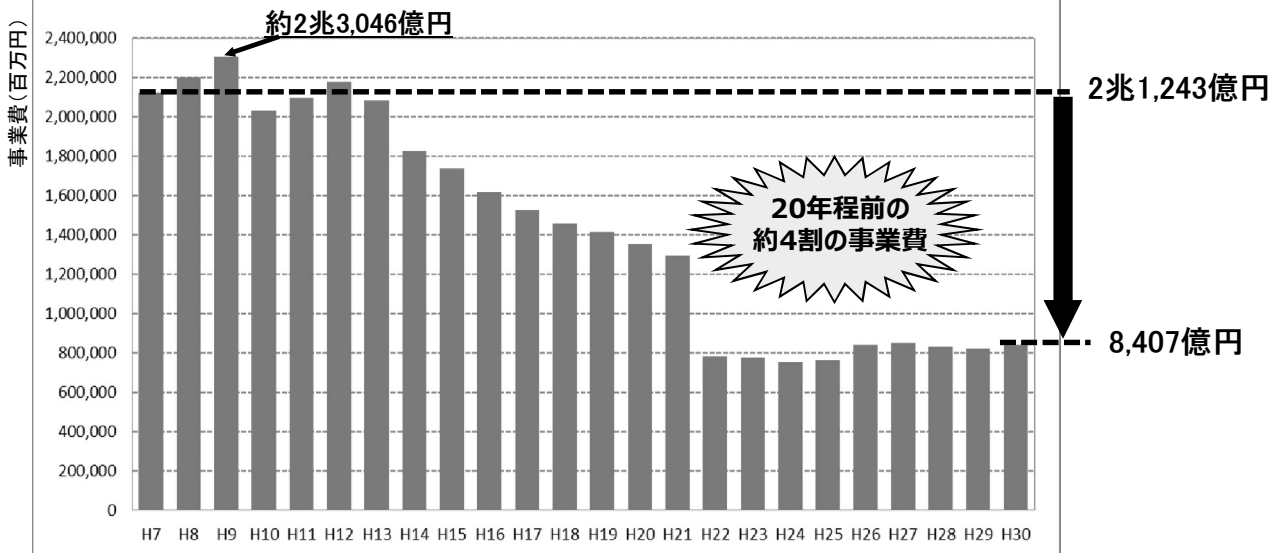
- 県南部沿岸地域は、低平地に人口等が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- 岡山県の河川整備や高潮・津波対策を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図るためには、治水事業等に係る十分な予算の確保が喫緊の課題である。

【参考】治水及び高潮対策等事業（平成30(2018)年度実施予定）

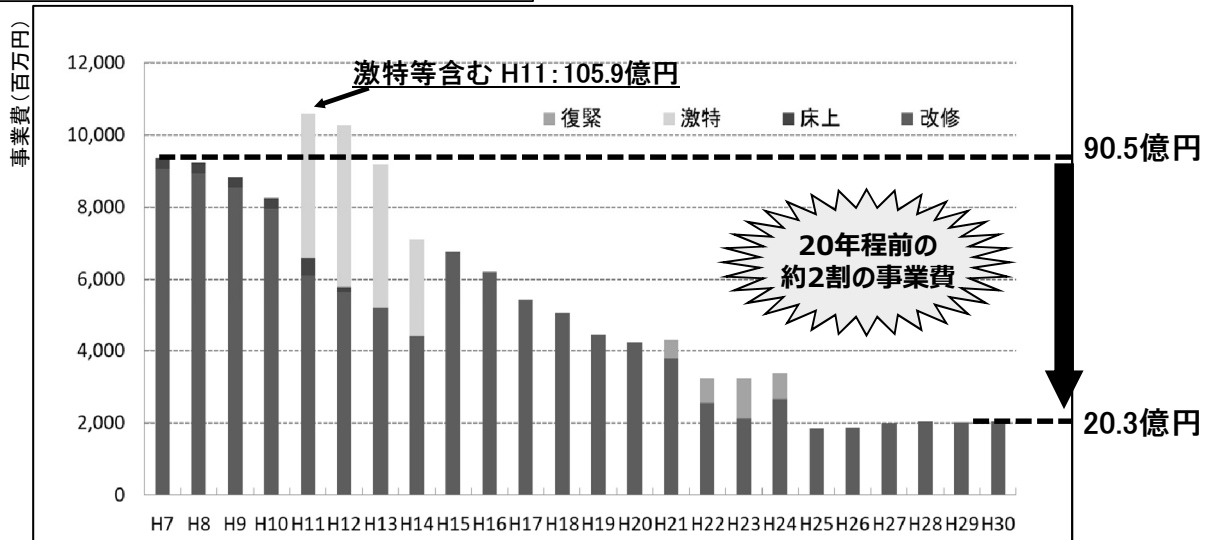
| | |
|------------|-----------------------|
| 直轄管理河川改修事業 | 吉井川、旭川（百間川含む）、高梁川 |
| 県管理河川改修事業 | 一級河川砂川、二級河川足守川等24河川 |
| 建設海岸・港湾海岸 | 三幡九幡海岸等4箇所、水島港海岸等11箇所 |

国土交通省 治水等事業費の推移

事業費ベース、国土交通省HP 各年度予算概要等より作成



岡山県 河川改修等の交付金推移



小田川合流点付替事業の推進

広域河川改修事業 (一) 砂川



27 「命を守る」土砂災害防止対策の推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 国土交通省 |
|-------|-------|

提案事項

大型台風の来襲や、頻発する局地豪雨等により、脆弱な地質が広く分布する岡山県でも、平成26年8月の広島土砂災害や平成29年7月の九州北部豪雨災害のような土砂災害の発生する危険性が高まっており、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を推進するため、十分な予算措置を講じること。

(1) 基礎調査

改正土砂災害防止法に基づき定められた土砂災害防止対策基本指針により、平成31年度に基礎調査を完了させる必要があるため、十分な予算を確保すること。

(2) 砂防事業等

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進する必要があるため、十分な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県内には、平成26(2014)年に大規模な土砂災害が発生した広島県や平成29(2017)年に大規模な土砂・流木災害が発生した九州北部と同様の花崗岩地質・マサ土が県土の約40%に分布する。また、土砂災害危険箇所が11,999箇所あり、このうち、ハード対策が必要な危険箇所は、5,692箇所あるが、平成29(2017)年度末の施設整備率は27.3%と低い。
- 現在の土砂災害危険箇所をベースとした土砂災害警戒区域の指定は、平成27(2015)年度で完了したが、今後、平成31(2019)年度までに土砂災害特別警戒区域の指定のための基礎調査を完了するには、これまで以上の予算確保が必要である。
- 土砂災害特別警戒区域の調査が進捗することにより、当該区域の住民からハード対策を求める要望が増加している。
- 全国の中小河川の緊急点検により抽出した箇所において、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」として今後概ね3年間(平成32(2020)年度目途)で土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備など、土砂・流木対策を推進する必要がある。

課題

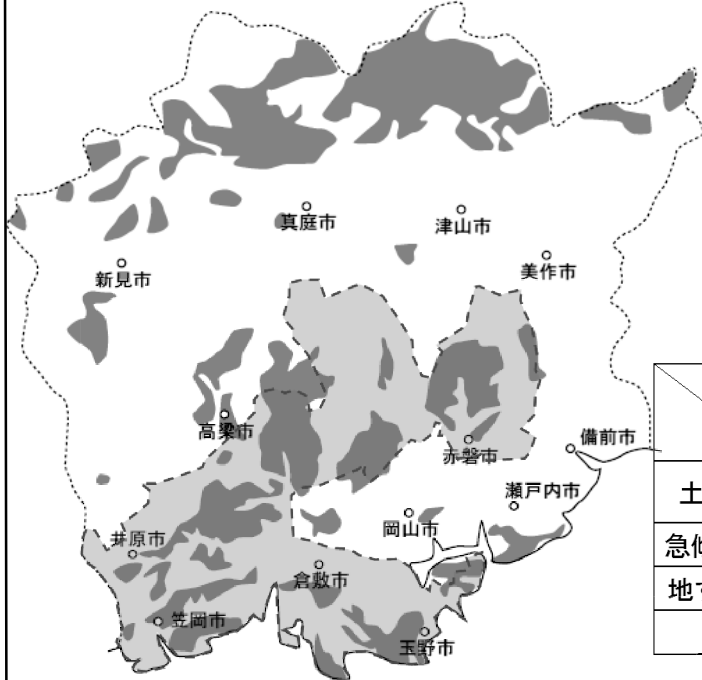
- 土砂災害特別警戒区域の指定に向けた基礎調査を、平成31(2019)年度に完了するためには、十分な予算の確保が必要である。
- 基礎調査へ予算を重点配分した上で、土砂・流木対策のための透過型砂防堰堤の整備などハード対策を計画的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保が必要である。

○土砂災害対策

岡山県の土砂・流木災害リスク

- 甚大な被害が発生した広島県と同様の花崗岩・マサ土が県内に広く分布しており、台風等の豪雨があれば、いつ、どこで土砂・流木災害が発生するかわからない。
- 平成29年度末時点で、4,140箇所 of 要対策箇所が残っている。
- 過去10年間で91箇所 of 土砂災害が発生している。

【 県内の花崗岩・マサ土の分布 】



県内に広く
花崗岩・マサ土が分布！
(県土面積の約40%)

【土砂災害危険箇所の施設整備状況】

平成30年3月31日現在

| | 危険箇所数 | | H29までの 整備済 箇所数 | H29末 整備率 | 残要対策 箇所数 |
|------|---------------|---------------|----------------------|-------------|-------------|
| | | うち要対策 箇所数 | | | |
| 土石流 | 6,441 全国6位 | 3,019 全国6位 | 924 | 30.6% | 2,095 |
| 急傾斜地 | 5,360 | 2,475 | 558 | 22.5% | 1,917 |
| 地すべり | 198 | 198 | 70 | 35.4% | 128 |
| 計 | 11,999 | 5,692 | 1,552 | 27.3% | 4,140 |

平成29年度末の施設整備率 **27.3%**

凡例: ■ 花崗岩 ■ マサ土

土石流災害：平成28年6月（豪雨）笠岡市神島

人的被害：死傷者0名
(避難済み)
家屋被害：全壊1棟
一部損壊1棟

土石流災害：平成16年10月(台風第23号)玉野市宇野

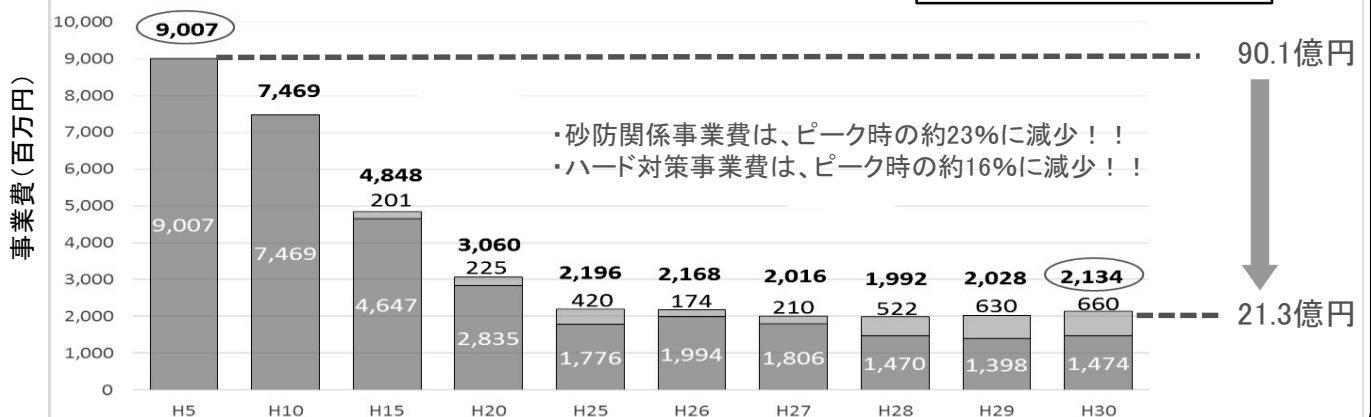
人的被害：死傷者8名
家屋被害：全壊8棟
一部損壊4棟

がけ崩れ：平成21年8月（台風第9号）美作市田原

人的被害：死傷者4名
家屋被害：全壊2棟
一部損壊1棟

岡山県における砂防関係事業費の推移

■ソフト対策(基礎調査)
■ハード対策



28 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 国土交通省 |
|-------|-------|

提案事項

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するための予算を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するための予算を確保すること。

(3) 下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化を推進するための予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70～80%となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252km²の域内に人口39万人が居住し、人口や産業が集中している。
- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では、土木施設が大きな被害を受け、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は46.2%、道路橋梁の耐震補強進捗率は61.5%にとどまっている。

課題

- 県南部沿岸には、人口等の集中した低平地が広がっており、ひとたび高潮被害が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が必要である。
- 本県の公共事業予算（土木部関係）は、ピーク時の約3分の1と大変厳しい状況にあり、防災・減災対策の促進を図る上で、国の支援（防災・安全交付金）の拡充が必要である。
- 今後とも、高潮に加え、地震・津波に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。

【参考】

○ 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連）（H30(2018).3末現在）

| 区 分 | 内 容 | 整備率 |
|-------|--------------------------|--------|
| 河 川 | 県管理区間の河川改修 | 37.6 % |
| 海 岸 | 建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策） | 33.5 % |
| 道 路 | 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策 | 46.2 % |
| | 緊急輸送道路上の道路橋梁の耐震化 | 61.5 % |
| 下 水 道 | 児島湖流域下水道の耐震化 | 未 了 |

○ 今後、特に早急な対策が求められる箇所

| | |
|---------------|--|
| 海 岸 | <p>… 建設海岸：三幡九幡海岸（岡山市中区桑野～東区九幡）、 岡南海岸（岡山市南区北浦） 等</p> <p>港湾海岸：岡山港海岸北浦幸島地区（岡山市東区）、 東備港海岸日生地区（備前市） 等</p> |
| 河 川 (直轄区間) | <p>… 吉井川：岡山市東区西幸西、九幡地区</p> <p>旭 川：岡山市中区江崎地区</p> <p>高梁川：倉敷市連島町鶴新田地区</p> |
| 道 路 | <p>… 落石等危険箇所：国道180号（新見市法曾～千屋実） 等</p> <p>道路橋梁(緊急輸送道路)：高梁跨線橋（国）484号（高梁市原田南町）、 船穂玉島高架橋（主）倉敷美袋線 （倉敷市船穂町船穂） 等</p> |
| 流域下水道 | <p>… 児島湖流域下水道浄化センター及び幹線管渠</p> |

29 安全・安心な防災まちづくりの推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 国土交通省 |
|-------|-------|

提案事項

南海トラフ巨大地震や市街地火災等への対策として、建築物の耐震化や緊急輸送道路の通行の確保、安全な住宅市街地の形成等の防災まちづくりを着実に推進するため、以下の事業を継続すること。 新規

- ① 耐震対策緊急促進事業
- ② 狭あい道路整備等促進事業

(提案の理由)

現状

- 平成25(2013)年の耐震改修促進法改正により耐震診断を義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、補強設計及び改修工事等に対する拡充措置である耐震対策緊急促進事業は、平成30(2018)年度までの時限措置となっている。
- 4m未満の道路を拡幅することにより、地震や火災に強い安全な住宅市街地の形成等に資する狭あい道路整備等促進事業は、平成30(2018)年度までの時限措置となっている。

課題

- 南海トラフ巨大地震時において、要緊急安全確認大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による直接的な被害を防止するとともに、災害応急活動等の円滑実施を担保するため、これら建築物の重点的な耐震化を促進していく必要がある。
- 建築物の耐震化においては、耐震診断から改修工事までの期間や資金計画の検討に時間を要するため、補助事業の実施については相当の期間を確保する必要がある。
- 狭あい道路の拡幅は、地震及び火災時の避難路確保、高規格救急車等の通行円滑化、老朽ストックの建替え促進等に有効であり、引き続き国の支援が必要である。

【参考】

- 県内の補助対象建築物の状況（平成29(2017)年度末現在）

| | |
|-----------------------|-------|
| 要緊急安全確認大規模建築物（未耐震） | 15棟 |
| 緊急輸送道路沿道建築物（未耐震及び未診断） | 約160棟 |
- 狭あい道路整備等促進事業の実施状況

| | | |
|--------------|---------|----------|
| 平成29(2017)年度 | 延長3.2km | 10市町 |
| 平成30(2018)年度 | 延長3.8km | 10市町（予定） |

30 水道施設の耐震化の推進

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 厚生労働省 |
|-------|-------|

提案事項

水道施設等耐震化事業における資本単価要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。

(提案の理由)

現 状

- 水道施設等耐震化事業の採択基準の1つである資本単価要件（水道事業：90円/m³以上、水道用水供給事業：70円/m³以上）を満たす水道事業者は、県内27事業者のうち16事業者に限られている。また、事業の採択を受けられても、交付率は1/4～1/2とされ、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 本県では、給水人口当たりの管路延長※（7.82m/人）が全国平均（5.47m/人）を大幅に上回っており、各水道事業者は、水道施設の耐震化に係る財政負担が大きく対応に苦慮している。※H27(2015)上水道
- また、平成30(2018)年度を除き、これまで国の交付額は要望額を満たしておらず、事業進捗の支障となっている。

| | | |
|-----------------|-----------|--------|
| これまでの要望額に対する内示率 | H30(2018) | 100.0% |
| | H29(2017) | 75.5% |
| | H28(2016) | 63.7% |
| | H27(2015) | 71.1% |

課 題

- 本県では、沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

【参考】

- 水道施設の耐震化率（平成28(2016)年度末）

| | 基幹管路耐震適合率 | 浄水施設耐震化率 | 配水池耐震化率 |
|-----|-----------|----------|---------|
| 全 国 | 38.7% | 27.9% | 53.3% |
| 岡山県 | 27.3% | 29.4% | 53.5% |

31 警察基盤の整備充実

| | |
|-------|-----|
| 提案先省庁 | 警察庁 |
|-------|-----|

提案事項

(1) 地方警察官の増員

県民が身近に不安を感じる事件等に迅速・的確に対応し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、地方警察官を増員すること。

(2) 装備資機材等の整備充実

現下の治安情勢に的確に対応するため、警察用車両、防弾楯、生存者探査機等の治安対策・災害対策用装備資機材のほか、捜査の科学化等に資する三次元顔画像撮影装置等の整備充実を図ること。

(3) 警察本部庁舎の整備

重大事件・事故、大規模災害等の発生時においても機能を十分に発揮できる警察本部庁舎を整備するため、必要な財源確保を図ること。

(提案の理由)

現状

- 近年、刑法犯認知件数が着実に減少するなど、治安水準は改善傾向にあるが、子供・女性を対象とした犯罪や特殊詐欺、サイバー空間を利用した犯罪が後を絶たないほか、組織犯罪や少年非行についても依然として深刻な情勢にある。また、警察官一人当たりの業務負担は、特に刑法犯少年検挙人員、交通事故発生件数、110番通報受理件数等の各項目について、恒常的に高い状況で推移している。
- 治安対策・災害対策に係る装備資機材については、必要数の充足には至っていない。また、現在、二次元の顔画像間で行っている顔画像鑑定については、撮影角度の相違により鑑定が困難となるケースが散見される。
- 分散している警察本部機能を集約し、耐震性能やセキュリティ対策の脆弱性等の問題を解消するため、現在、警察本部庁舎の整備事業を進めており、平成29(2017)年10月に庁舎の建設工事に着工している。

課題

- 現下の治安情勢に的確に対応し、県民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、地方警察官の更なる増員を図る必要がある。
- 治安情勢に応じた的確な治安対策や災害発生時における迅速な活動を推進するため、各種装備資機材を早急に整備する必要がある。また、より高度な鑑定に活用できる画像データの収集等によって被疑者の早期特定・検挙を図るため、三次元顔画像撮影装置等を整備する必要がある。
- 治安・災害対策拠点としての機能を十分に果たすことができるよう、平成32(2020)年度の完成を目指して、警察本部庁舎の建設工事を計画どおり進める必要がある。

32 交通安全施設等整備の推進

| | |
|-------|-----|
| 提案先省庁 | 警察庁 |
|-------|-----|

提案事項

(1) 安全で快適な道路交通環境の実現

幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機等の高度化更新、集中制御エリアの拡大等を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の更なる整備や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。

(2) 信号機電源付加装置等の整備充実

災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

（提案の理由）

現状

- 平成29(2017)年中の県下の交通事故死者数は97人と、前年比で大幅に増加（18人）したほか、人口10万人当たりでも、全国ワースト上位となっている。また、全死者に占める高齢者の割合が半数以上を占めるなど、極めて厳しい交通事故情勢にある。
- 本県は、中国・四国地方における広域交通網の結節点となっているため、他県からの流入車両も多く、県南部の岡山市、倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に、交通渋滞が慢性化している状況にある。
- 交通安全施設等については、交通管制システム等の拡充のほか、新交通管理システムの整備や信号灯器のLED化等を推進しているが、幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するためには、更なる対策が必要となっている。
- 東日本大震災を教訓とした災害対策の抜本的な見直しが求められる中、本県における信号機電源付加装置等の整備状況は、十分とはいえない現状にある。

課題

- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細かな信号制御によって交通の円滑化を図るとともに、視認性の確保や消費電力の抑制に向けた信号灯器のLED化等を推進する必要がある。
- 災害発生時における交通の安全と円滑を確保するため、発電装置を備えた信号機の更なる整備等の対策が急務となっている。

33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

| | |
|-------|-----------|
| 提案先省庁 | 総務省、国土交通省 |
|-------|-----------|

提案事項

バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の地域公共交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

(1) 地域公共交通の維持・確保

バス路線をはじめとする地域公共交通の維持・確保について、法制度の在り方の検討も含め、必要な措置を講じること。

(2) 離島航路の維持

離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。

(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等

「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。

(4) JR在来線の利用促進

JR在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。

(提案の理由)

現状

- 人口減少や高齢化といった地域公共交通を取り巻く厳しい状況の中、一部の地域では、バス路線新設により事業者間の競争が激化している。
- 現行の法制度では、バス路線の新設は事業者の申請により、また、廃止は事業者の届出により可能であり、関係自治体、利用者、関係事業者等が、その状況を把握できる仕組みとなっていない。
- 幹線のバス路線への運行費補助については補助対象の縮小等の議論が、また、フィーダー系統への運行費補助については補助上限額の漸減等が行われている。
- 離島航路については、地域公共交通確保維持改善事業（離島航路運営費等補助事業）が実施されているが、原則として補助対象は旅客定員13人以上の船舶による定期航路が前提となっている。また、特別交付税算定額の対象となる離島航路も同様である。
- 地域鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及び地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業が実施されているが、鉄道施設の老朽化等のため、事業者からの補助要望額の増加が見込まれる。
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕経費を負担しているため、国庫補助金で措置されなかった費用については、県や沿線自治体の負担となる。
また、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対しては、平成25(2013)年度から

3 3 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、バス路線や離島航路の維持に関する措置率（80%）と比べて低率である。

平成29(2017)年度関係自治体負担総額

176,116千円（うち岡山県負担額：83,604千円）

- JR在来線については、特に県北部において、利用者数の減少が著しいことから、関係市町村や団体と連携して、JR西日本への要望活動や利用促進の取組を行っている。
- 地域公共交通の利用促進に対する支援として、地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）が実施されているが、地域公共交通網形成計画又は地域公共再編実施計画に基づく事業に限定されている。

課題

- 人口減少や高齢化といった地域公共交通を取り巻く厳しい現状の中、バス路線の維持・確保が難しくなっている地域がある。一方、一部の地域では、バス路線新設により事業者間の競争が激化している。こうした中、制度の在り方や財政支援について検討する必要がある。
- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、不定期航路も含めて関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化に伴い、維持経費が増加することから、国庫補助制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- JR在来線については、沿線住民への利用に向けた啓発活動や沿線の魅力発信による沿線外からの集客など、沿線自治体等による利用促進に向けた取組を進めることが重要である。

34 宇高航路存続への支援

| | |
|-------|-------|
| 提案先省庁 | 国土交通省 |
|-------|-------|

提案事項

生活交通のみならず、社会的・経済的にも重要な役割を担っている宇高航路が存続できるよう、効果的な支援制度を創設すること。

(提案の理由)

現状

- 宇高航路は、全国的な幹線道路網を構成する路線の一つとして指定された、岡山市を起点に、玉野市を經由し高松市を終点とする路線である国道30号の海上区間上を運航している。
- しかし、平成20(2008)年9月から実施された高速道路料金の大幅な引下げ等によって、宇高航路の輸送量が大きく減少し、平成24(2012)年10月からは1社のみでの運航となり、同社の運航便数も平成26(2014)年度中の2度にわたる減便(22便→14便→10便)に続き、平成29(2017)年4月からは更に減便(10便→5便)されている。
- こうした状況を踏まえ、国、関係自治体で構成する宇野高松間地域交通連絡協議会(平成22(2010)年2月設置)で協議を重ねるとともに、関係自治体から国に対し、宇高航路への支援制度の創設を要望してきたところ、対応は困難とのことから、当面、緊急的な措置として、関係自治体による財政支援を平成27(2015)年度から行っている。

課題

- 宇高航路の航路事業者の主要な収益であるトラックの輸送量が大幅に減少し、それに伴い、航路事業者は、減便を重ねており、運航を休止(廃止)することが懸念されている。
- 現行の国支援制度では、離島航路以外の航路について、航路存続に向け有効に活用できる内容となっていないため、災害に強い国土づくりの観点も含め、効果的な支援制度の創設が必要である。

【参考】宇野～高松間航路の輸送動向

(単位：人、台)

| 区分 | 旅客 | | 乗用車・バス | | トラック | |
|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 前年度比(%) | | 前年度比(%) | | 前年度比(%) |
| 平成20年度 | 1,199,655 | △7.7 | 342,253 | △7.6 | 509,060 | △10.6 |
| 平成21年度 | 887,273 | △26.0 | 202,915 | △40.7 | 325,060 | △36.1 |
| 平成22年度 | 801,650 | △9.7 | 167,584 | △17.4 | 265,763 | △18.2 |
| 平成23年度 | 805,491 | 0.5 | 184,383 | 10.0 | 241,233 | △9.2 |
| 平成24年度 | 627,227 | △22.1 | 149,284 | △19.0 | 188,850 | △21.7 |
| 平成25年度 | 425,823 | △32.1 | 106,477 | △28.7 | 147,078 | △22.1 |
| 平成26年度 | 293,430 | △31.1 | 89,528 | △15.9 | 75,810 | △48.5 |
| 平成27年度 | 219,737 | △25.1 | 75,282 | △15.9 | 44,645 | △41.1 |
| 平成28年度 | 209,704 | △4.6 | 70,441 | △6.4 | 37,893 | △15.1 |
| 平成29年度 | 163,957 | △21.8 | 37,363 | △47.0 | 22,523 | △40.6 |

※「四国運輸局：四国における運輸の動き」より

35 中山間・離島地域等の活力創出

| | |
|-------|---------------------|
| 提案先省庁 | 内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省 |
|-------|---------------------|

提案事項

(1) 中山間地域等の活力創出

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域はもとより、将来人口推計等に基づき、存続が危惧される地域においても、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

(2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県土の約75%を占める中山間地域においては、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの問題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- 平成27(2015)年の国勢調査結果では、5年前と比べて県内27市町村のうち23市町村の人口が減少し、全市町村の高齢化率が上昇するなど、従来の条件不利地域以外の地域も存続が危惧されている。
- 本県では、これまで中山間地域活性化基本方針及び過疎地域自立促進方針等に基づき、ソフト・ハード両面から総合的な取組を推進するとともに、「おかやま創生総合戦略」及び「新晴れの国おかやま生き生きプラン」に基づき、小さな拠点の形成支援や、地域おこし協力隊の活用促進、移住・定住の促進など、中山間地域等の活力創出に取り組んでいる。
- 離島地域については、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、中山間地域以上に厳しい状況にあり、本県では、離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定し、関係市等との協働により、離島振興施策を着実に実施することとしている。

課題

- 中山間地域をはじめ、地方の中小都市の人口減少も加速し、地域間格差等の様々な弊害を生んでおり、国が率先して、その是正に取り組むとともに、将来人口推計等も加味した継続的な地方創生の取組を推進する必要がある。

【参考】

○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 山村振興法に規定する山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

| 区 分 | 市町村 | 面積 (km ²) | 人口 (人) | 高齢化率 (%) |
|-----------|-------|-----------------------|-----------|----------|
| 全 県 域 | 27 | 7,114.62 | 1,921,525 | 28.7 |
| 中 山 間 地 域 | 22 | 5,354.70 | 550,250 | 34.4 |
| 中山間地域の割合 | 81.5% | 75.3% | 28.6% | — |

(注) 人口及び高齢化率は、平成27(2015)年の国勢調査による。

○ 本県の離島地域の状況

6市6地域の17島(うち有人島14)

(単位：人)

| 区 分 | 人 口 | | | 高齢化率 (%) | |
|-----------|-----------|-----------|---------|----------|-------|
| | 平成17年 | 平成27年 | 減少率 (%) | 平成17年 | 平成27年 |
| 離 島 地 域 計 | 3,101 | 2,005 | △35.3 | 56.1 | 66.6 |
| 中山間地域計 | 610,110 | 550,250 | △9.8 | 28.6 | 34.4 |
| 全 県 域 | 1,957,264 | 1,921,525 | △1.8 | 22.5 | 28.7 |

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

36 フロン排出抑制対策の推進

| | |
|-------|-----------|
| 提案先省庁 | 経済産業省、環境省 |
|-------|-----------|

提案事項

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。

- ① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度の創設
- ② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設
- ③ 政令指定都市及び中核市の長への機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限の移譲

（提案の理由）

現状

- 充填・回収事業者のような届出制度が設けられずに、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限が都道府県知事に移譲されているため、的確かつ効果的な実施に支障を来している。
- 機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無い場合、業者選定に支障を来すなど実効性や客観性が十分担保されていない。
- 環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、政令指定都市や中核市の長に移譲されているが、当該法令は全て都道府県知事に留められているため、各々の制度等の一体的かつ効果的な運用を阻害している。

平成28(2016)年12月20日に、地方分権改革に関する平成28年の地方からの提案等に対する対応方針として「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨が閣議決定された。

- 環境省では、平成28(2016)年10月のモントリオール議定書改正を踏まえ、フロン排出抑制法をはじめとしたフロン類対策を総点検するとともに、「フロン対策の今後の在り方に関する検討会」を設置し、平成29(2017)年3月に報告書を取りまとめているが、現段階では法改正等は行われていない。

課題

- フロン排出抑制法を円滑かつ適切に運用していくためには、立入検査対象を的確に把握するための届出制度を創設する必要がある。
- 定期点検の実効性や客観性を担保するためには、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。
- 機器の管理者に対する立入検査や指導等を効果的に実施するためには、他の環境関係法令と同様、その権限を政令指定都市や中核市の長に移譲する必要がある。

閣議決定において「法施行後5年経過時の見直しの際に、地方公共団体等関係者の意見を踏まえて検討する」と言及されたことは評価できるが、「二重行政の解消や効率的な立入検査等の実施」は喫緊の課題と認識しており、実現に向け早急に検討に着手する必要がある。

【参考】事業所数

| 区 分 | 事業所数 |
|-------------|--------|
| 岡山市（政令指定都市） | 32,388 |
| 倉敷市（中核市） | 18,765 |
| その他市町村 | 30,962 |

（平成26年経済センサス）

37 環境保全対策の推進

| | |
|-------|-----|
| 提案先省庁 | 環境省 |
|-------|-----|

提案事項

(1) 微小粒子状物質（PM2.5）対策の充実

PM2.5について各種発生源に対する対策強化が望まれるところであるが、PM2.5は多くの成分から構成され、各種発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されていることから、固定発生源（工場・事業場）に対する排出規制の強化に当たっては、科学的知見の充実に十分に図った上で進め、効果的かつ効率的なものとなるようにすること。

(提案の理由)

現状

- 平成21(2009)年9月に環境基準が設定された微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）について、岡山県では、平成22(2010)年度から測定を開始し、現在は県下22測定局において測定を実施しているが、全国的にみても高濃度を観測している測定局が多い。
- PM2.5は、炭素成分、イオン成分、金属成分、土壌成分など多くの成分から構成され、その生成機構や発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されているが、PM2.5の濃度上昇は、大陸からの越境汚染の寄与だけでなく、国内発生源の影響も相当あるとされている。
- 平成27(2015)年3月に、中央環境審議会の専門委員会が、PM2.5の国内における排出抑制策の在り方について、短期的課題と中長期的課題を整理し、段階的に対策を検討していくことが適当とする中間取りまとめを行っており、国では、これを踏まえ、固定発生源における追加的な排出抑制対策の可能性や燃料蒸発ガス対策の導入の検討などを進めているが、対策の具体化には至っていない。

課題

- 県内におけるPM2.5の環境基準達成率は71.4%と依然として低い(平成28(2016)年度実績)。
- PM2.5の発生源や原因物質は多様であり、環境基準を達成するためには、種々の対策に総合的に取り組む必要がある。

【参考】PM2.5測定局

| 市 町 | 測定局名 | 市 町 | 測定局名 | 市 町 | 測定局名 |
|-----|--------|-----|------|-------|-------|
| 岡山市 | 江並 | 倉敷市 | 児島 | 備前市 | 三石 |
| 〃 | 東岡山 | 〃 | 真備 | 早島町 | 早島 |
| 倉敷市 | 監視センター | 〃 | 庄 | 吉備中央町 | 吉備高原 |
| 〃 | 松江 | 津山市 | 津山 | 岡山市 | 南方(自) |
| 〃 | 塩生 | 玉野市 | 宇野 | 倉敷市 | 大高(自) |
| 〃 | 倉敷美和 | 笠岡市 | 茂平 | 早島町 | 長津(自) |
| 〃 | 茶屋町 | 総社市 | 総社 | | |
| 〃 | 玉島 | 新見市 | 新見 | | |

(自)は自動車排ガス測定局

提案事項

(2) アスベストの適切な処理体制の確保等

解体等工事現場における規制基準（敷地境界におけるアスベスト濃度の基準）を早急に設定するとともに、迅速で安価な分析方法や安全な処理方法を開発・普及すること。

（提案の理由）

現状

- アスベスト飛散防止対策の強化として、解体工事等に係る建築物のアスベスト使用の調査確認の義務化、工事発注者の責任明確化、自治体職員の立入調査権限の強化などが盛り込まれた改正大気汚染防止法が、平成26(2014)年6月に施行された。
- 中央環境審議会の答申や総務省の勧告において、解体作業現場における規制基準（敷地境界における濃度規制）は、作業基準遵守の確認のために必要であり、迅速で安価な分析方法等の技術的な課題の検討の早期化を図る必要があるとされている。これを受けて、環境省において、対象の規模（小規模工事や短期間の工事にも義務付けするか否か）や基準となる数値、分析方法等について、引き続き慎重に検討されている。
- 今後、建築物の老朽化に伴い解体等工事の増加が予想されるが、現在においても、解体等工事現場や埋立処分場での不適切な処理による飛散が全国で散見されており、問題化している。

課題

- 現行法では、解体等工事現場におけるアスベストの飛散防止については、排気口付近での漏えい防止確認等の作業基準が定められているが、濃度基準が定められていないため、飛散防止対策が十分なされているかどうかの判断ができない。
- 本県では、判断材料の一つとして、独自に解体等工事現場の周辺で大気を捕集し、アスベストの飛散の有無を確認しているが、法に基づく基準がないため、飛散が疑われる場合であっても強力な指導ができない。
- また、濃度基準が設けられたとしても、解体等工事は数日～1週間程度で終わってしまうものが多く、現在、国が定めているモニタリング・分析手法では分析に係る日数が長期間となり、分析結果が出る頃には解体等工事が終了してしまい、有効な指導ができない。
- 濃度基準が定められ、施工業者に測定義務等が課された場合、経済的負担が増加することが予想されるため、安価な分析方法の開発・普及が必要である。
- アスベストは、様々な箇所で使用されており、今後の解体等工事の増加に備え、使用箇所や性状に応じた安全な処理方法の開発・普及が必要である。

38 児島湖及び周辺的环境保全対策の推進

提案先省庁 総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

提案事項

(1) 生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な財源を確保・拡充すること。
- ② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る国の補助額の引上げ措置を講じること。

(2) 児島湖浄化対策の推進

- ① 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど、国においても積極的に取り組むこと。
- ② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画にも定めたとおりであり、水利権制度の柔軟な運用を図ること。

(提案の理由)

現状

- 児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にあるものの、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで37%、全窒素で59%、全りんで42%を占め、最大の汚濁要因となっている。このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。
- 第7期湖沼水質保全計画(平成29(2017)年3月策定)に基づき、生活排水対策の外、児島湖を浄化するための各種施策(流出水対策、L字型肥料の普及、ヨシ原の管理、水質汚濁メカニズム究明等の調査研究、環境学習等)を実施することとしている。
- 環境用水の導水については、平成26(2014)年度から国と協議を行い、導水による水質改善効果や取水河川への影響等の調査を実施するとともに、湖沼水質保全特別措置法に基づく国との協議を経て策定した第7期湖沼水質保全計画において、「旭川の豊水時に環境用水の導水を目指す。」と定めている。

課題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 指定地域における合併処理浄化槽の整備に係る助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽の撤去費助成制度に係る補助額の引上げが必要である。
- 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策及び指定湖沼における水質浄化のための試験研究について、円滑かつ確実な実施のため、財政支援や国において積極的に新たな施策を講じるなどの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質を改善するため、旭川から環境用水の導水を目指しており、国の協力が不可欠である。

39 ヒアリ対策の推進

| | |
|-------|-----------------|
| 提案先省庁 | 農林水産省、国土交通省、環境省 |
|-------|-----------------|

提案事項

- (1) 徹底した水際対策及び拡散防止対策の実施 新規
- ① ヒアリの国内定着の防止に向け、関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。
 - ② 地方と連携した迅速かつ効果的な体制を構築するとともに、地方が行う侵入予防、防除措置、拡散防止対策等について必要な支援を行うこと。
- (2) 海外対策等 新規
- ① 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ定着国等に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。
 - ② 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

(提案の理由)

現状

- 全国の港湾施設等でヒアリの確認が相次ぎ、内陸部への拡散も危惧されるが、防除対策の遅れは被害拡大につながりかねず、一旦定着を許せば駆除には莫大な経費がかかる。
- 本県でも、平成29(2017)年8月に水島港、9月には内陸の事業所敷地でヒアリが確認されたものの、関係者及び事業者の迅速な対応により今のところ拡散はみられない。
- 海外のヒアリ定着国等から防除措置等のないまま貨物が輸入される限り、今後も海外貨物に紛れたヒアリの国内侵入の可能性は高いと言わざるを得ない。

課題

- ヒアリ対策においては侵入初期段階の防除が極めて重要であり、外来生物法で防除の主体とされる国において、迅速かつ効果的な初期対応である立入調査の実施等を含む主体的かつ積極的な水際対策が欠かせないが、現状では、法の適用範囲の解釈等から立入調査権も行使されておらず、侵入ルートの特特定などにも支障を来している。
- 国内の水際対策をどれだけ徹底しても、海外のヒアリ定着国等から防除措置等のないまま貨物が輸入される限り、ヒアリの国内侵入の可能性は止められない。

【参考】

これまでの国内ヒアリ確認状況（平成30(2018)年3月末現在）
6 / 9 ~ 11 / 22 12都府県 26事例

40 廃棄物の適正処理

| | |
|-------|-----------|
| 提案先省庁 | 経済産業省、環境省 |
|-------|-----------|

提案事項

(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し等

- ① 特定家庭用機器の不法投棄や不適正処分を防止するため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度への改変や、リサイクル料金の低減化をはじめとした運用面の改善を進めること。
- ② 不適正な処理につながる有害使用済機器等の回収や保管・処分について、実効ある指導・取締りができるように、規制対象の判断基準の明確化や制度の拡充を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 特定家庭用機器再商品化法対象機器の不法投棄や不適正な処理を行う回収・処分業者への引渡しが絶えず、有害物質の飛散・流出や火災の発生などの生活環境への悪影響や適正なリサイクルの阻害につながっている。
- 有害使用済機器などを保管又は処分する業者に対して、都道府県知事への届出と保管・処分基準の遵守を義務付ける廃棄物処理法の改正が行われたが、規制の対象が廃棄物ではない機器を保管・処分する場合に限られており、車両による回収のみで保管を行わない業者については、規制対象とはされていない。

課題

- 特定家庭用機器の不法投棄や不適正な処理を行う回収業者への引渡しが後を絶たない要因として、廃棄する際にリサイクル料金を支払うことに対する経済的負担感があることから、製品の購入時にリサイクル料金を負担する制度に改めることにより、本来のリサイクルルートでの処理を促進する必要がある。
また、運用面でも、経済的負担感を軽減させるため、リサイクル料金の低減化のほか、リサイクル券に係る利便性の向上や指定引取場所数の拡大などの改善を図る必要がある。
- 有害使用済機器などを保管又は処分する業者の指導・取締りには、対象物の廃棄物該当性が争点となるため、廃棄物該当性の判断における困難性を解消する必要がある。
また、届出対象となるのは、有害使用済機器などを保管又は処分する業者であり、車両を用いて戸別に回収を行う業者を規制する仕組みの整備が必要である。

提案事項

(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

- ① 使用中の全てのPCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。
- ② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。
- ③ PCB特措法の改正により新たに生じる都道府県業務の執行経費について、財政支援策を講じること。

（提案の理由）

現状

- PCB廃棄物は、PCB特措法に基づき平成38(2026)年度末までの処理期限が設けられており、このうち高濃度PCB廃棄物は、国が全額出資した中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)が全国5箇所に整備した処理施設(本県は北九州事業所)で、処理施設ごとに定められた処理期限までに処理することとされており、期限までの確実な処理が急務である。

【本県のPCB廃棄物の処理期限】

| | | |
|------------------------|-------|--------------------|
| ・高濃度PCB廃棄物(変圧器・コンデンサー) | …… | 平成30(2018)年3月31日まで |
| ・" (安定器など) | …………… | 平成33(2021)年3月31日まで |
| ・低濃度PCB廃棄物 | …………… | 平成39(2027)年3月31日まで |

- 平成28(2016)年の法改正により、高濃度PCB廃棄物は、処理期限までの処理が義務づけられたが、使用中の低濃度PCB使用製品については、依然として取扱いが不明確である。
- 高濃度PCB廃棄物は、中小企業者に対する処理費用の軽減制度が設けられているが、低濃度PCB廃棄物は対象とされていない。
- 法改正により、高濃度PCB廃棄物の処理期限が実質的に1年前倒しされたため、今後は、蛍光灯安定器の洗い出しを重点的に取り組む必要がある。
- 法改正により、保管事業者が不明等の場合には行政代執行ができるとされ、その手続き等の概要が国から示されるとともに、代執行費用の4分の3がPCB廃棄物処理基金から拠出されることとなった。

課題

- 使用中の低濃度PCB使用製品の使用廃止を明確に義務づけしない限り、処理すべき対象機器の把握が困難であり、処理期限までの確実な処理が確保できない。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCB使用禁止後に製造上の問題により生じたもので、購入した事業者には何ら落ち度がないため、処理費用を全額負担させられることに強い不満があり、早期処理の指導に困難を極めている。
- PCBは様々な用途に使用され、存在状況を把握することが困難であるため、漏れなく洗い出しを進めるには、全ての事業場を対象にした立入検査や広報に取り組む必要がある、多大な労力・多額の費用を要する。
- 行政代執行の費用の4分の3はPCB廃棄物処理基金から拠出されるものの、都道府県等が膨大な処理費用を負担する可能性がある。

提案事項

(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置

市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、適切な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度を活用しているが、平成30(2018)年度当初内示は次のとおりであった。

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 廃棄物処理施設（平成30(2018)年度竣工事業） | 要望額の約 99%内示 |
| 廃棄物処理施設（平成31(2019)年度以降竣工事業） | 要望額の約 99%内示 |
| 浄化槽 | 要望額の 100%内示 |
- 交付金額に不足が生じた場合、市町村等は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村等の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。
- 全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要のピークが続く中、当県内の市町村等についても、平成31(2019)年度以降も廃棄物処理施設の新設等が計画されており、引き続き、適切な予算が確保される必要がある。

課題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のためには、循環型社会形成推進交付金の適切かつ安定的な予算措置が必要である。

41 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致等

提案先省庁 内閣官房、総務省、スポーツ庁

提案事項

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果を全国に波及させることができるよう、施設機能の向上等への財源の確保や支援制度の充実など、キャンプ誘致等への積極的な支援を行うこと。

(提案の理由)

現状

- キャンプ誘致については、市町村や県競技団体等と緊密に連携を図りながら、駐日大使館や日本及び海外の競技団体等への働きかけを強化した結果、岡山市において、スペインの柔道及びブルガリアのバドミントン、倉敷市において、ニュージーランドのウエイトリフティングの事前キャンプが決定するなど成果も出てきており、さらに、他の市町村についても、キャンプ誘致の実現に向けて、積極的な誘致活動を展開しているところである。
- こうした中、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が示すキャンプ候補施設の要件は、国際競技連盟基準（I F 基準）を満たす優れたスポーツ施設となっており、既存の施設の改修が必要となる場合が多い。
- 「ホストタウン」として登録された地方公共団体に対しては、こうした改修費用について地域活性化事業債による支援制度が創設されたところであるが、「ホストタウン」以外では起債制度はなく、また、直接的な補助制度も財源等が十分とは言えない。

課題

- キャンプ誘致には、国際競技連盟基準（I F 基準）を満たすための施設改修等の経費が必要なことから、施設機能の向上等への財源の確保と支援制度の充実など関係自治体の負担軽減を図る必要がある。

【参考】県内のホストタウンの登録状況

| 市町村名 | 交流相手国 | 登録期 |
|------|----------|-----------------------|
| 岡山市 | ブルガリア | 第三次登録(H28(2016).12.9) |
| 倉敷市 | ニュージーランド | 第一次登録(H28(2016).1.26) |
| 真庭市 | ドイツ | 第四次登録(H29(2017).7.7) |
| 美作市 | ベトナム | 第三次登録(H28(2016).12.9) |